

議案第 4 7 号

第 3 期京丹後市環境基本計画の策定について

第 3 期京丹後市環境基本計画を別冊のとおり定めることについて、京丹後市議会基本条例（平成 1 9 年京丹後市条例第 5 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

平成 3 1 年に策定した第 2 期京丹後市環境基本計画に係る計画期間が終了することに伴い、新たに第 3 期京丹後市環境基本計画を定めるものである。

案

第 3 期 京丹後市環境基本計画

「自然」と「ひと」が共創するまち～京丹後市～

2025 年 月

京 丹 後 市

はじめに

京丹後市は、その全域が日本海へせり出す丹後半島に位置し、琴引浜やブナ林などユネスコ世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」の豊かな自然に恵まれています。

ここに暮らし、豊かな自然の恵みを享受する私たちは、一人ひとりが環境の有限性を深く認識するとともに、私たちの手によって環境負荷の低減に取り組み、恵まれたこの環境を貴重な財産として保全し、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

京丹後市では、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、平成 22 年 3 月に京丹後市環境基本計画を策定し、令和元年度からは第 2 期京丹後市環境基本計画に基づき、美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、近年は国内外での環境を取り巻く状況は大きく変わり、私たちは地球温暖化に起因する気候変動による豪雨災害等の頻繁や激甚化、マイクロプラスチックによる海洋汚染、生物多様性の喪失など地球規模の環境問題に直面しております。このような状況のもと、国際的には SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて取組が進められており、国の環境施策においても、循環型共生社会の実現に向けて、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

こうした環境問題や社会経済情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、新たな環境基本計画を策定いたしました。

本計画では、これまでの計画の基本的考え方を踏襲しつつ、本市の豊かな自然資本を軸とした取組の転換により環境・社会・経済を向上させていくことを理念に掲げました。近年重要性を増している地球温暖化への取組や恵み豊かな自然を保全・利用し、未来の世代につなげていく施策を定め、環境問題の解決だけでなく、社会・経済等も視野に入れて取り組む計画としております。

持続可能な社会を実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、市民・事業者・行政等が一体となって取り組むことも必要です。今後も引き続き将来世代により良い環境を引き継げるように様々な施策を進めてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、京丹後市美しいふるさとづくり審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

2025 年 月 京丹後市長 中山 泰

目次

1. 計画の策定にあたって	1
1.1 策定の背景	1
1.2 第1期計画	2
1.3 第2期計画	3
1.4 世界・我が国の動向	4
2. 計画の位置づけ	12
2.1 計画の目的	12
2.2 計画の期間	12
2.3 位置づけと役割	12
3. 計画の前提	14
3.1 計画の骨子	14
3.2 連携と協調	15
4. 基本理念	16
4.1 基本理念と目指す社会	16
4.2 基本方針	18
5. 基本方針に基づく個別方針・計画	19
5.1 気候変動	19
5.2 限りある資源	25
5.3 生物多様性	29
5.4 環境リスク	33
5.5 社会環境	35
6. 実現性の確保に向けて	37
6.1 計画推進上、5つの実行ポイント	38
6.2 環境側面の統合強化	38
6.3 主な目標・指標等について	39
6.4 取組評価	40
6.5 主体性確保と主体構成	40
参考：用語集	42

本文中で※印のついた語句は、巻末の用語集に説明があります。

1. 計画の策定にあたって

1.1 策定の背景

本市の環境政策においては、京丹後市まちづくり基本条例(平成 19 年条例第 54 号)※をまちづくりの基本理念として、京丹後市総合計画※及び第 2 期京丹後市環境基本計画の中にその方針と行動計画を位置付け推進してきました。

このたび、第 2 期京丹後市環境基本計画が2024(令和 6)年度に、6 年目を迎えることから、第 3 期京丹後市環境基本計画の策定を行います。

京丹後市は、京都府北部の丹後半島に位置し、豊かな山々を源流とする河川流域により盆地が形成され、海岸は岩礁帯から砂丘、湾や入江など多様な自然形態を持つなど、豊かで美しい自然環境を形成し育んでいます。私たちはこの豊かな自然と生活環境を享受し、かけがえのない財産として将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

人間の活動に伴う地球環境の悪化が明らかとなり、回復不可能な変化が引き起こされようとしている今、私たち一人ひとりが環境の有限性を認識し、環境に接する行動、活動全般を環境負荷※の少ないものに改めていくことが求められています。

京丹後市は「環境対策の地域展開は地域社会の持続可能性※と強靱性※を育む取組であって、地域の生み出す付加価値を増大させるもの」とする京丹後市美しいふるさとづくり条例※の認識に基づき、美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくりを目指しています。

私たちの暮らしは、大気、土壌、水質によって育まれた生態系に支えられており、豊かな資源と美しい景観が地域固有の環境を生み出しています。これらの自然的条件・社会的条件をそれぞれの視点からしっかりと保全し、自然と共生する社会の構築が求められています。

1.2 第1期計画

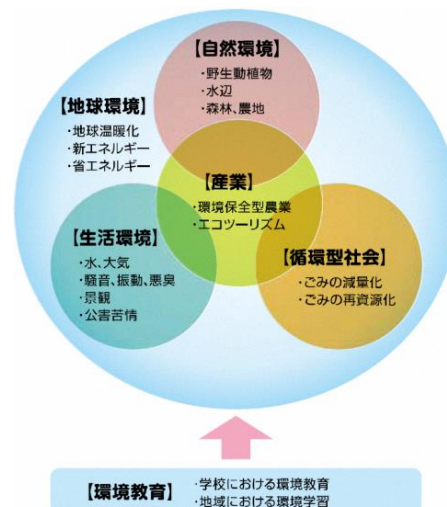
京丹後市は、2009 年度から 2018 年度を計画期間として、第1期京丹後市環境基本計画を策定し、「～古代から未来へ 自然美豊かな歴史と文化のまち 京丹後～『暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市』を実現するために今後の方向性を描く」ことを望ましい環境像に掲げ、計画に基づく施策を進めてきました。

第1期計画期間は、期間を通して人口減少社会※の到来を迎え、地域では過疎高齢化の進行、エネルギーの本格的自由化をはじめとして経済情勢・購買形態・社会流動性の変化は著しく、また、東日本大震災や台風の襲来・集中豪雨といった自然及び気象災害の激甚化※と頻発化なども重なり、自然環境のみならず経済・社会各環境において人々の価値観を大きく変化させた 10 年間となりました。

現状、自然環境の保護及び社会的な活用、地球温暖化※の緩和※、気候変動※への適応※、災害発生時のごみ処理の問題など、市民に直接関係する課題が分野を越えて顕在化しており、また、環境分野の諸課題は自然の上に成り立つ私たち人の生活を起源として、後戻りできない影響を私たちの生活環境に与えつつあるとされ、環境・社会・経済の各分野を越えた目標共有が不可欠となっています。

地域固有の自然環境は、いわば地域社会を創り出す源泉であるといえることから、次期計画の策定にあたっては、環境対策を「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動をひとつの環とし「新しい価値観の創造」を楽しみとして捉え進めることが望ましいと考えるものであって、各種の施策・事業そのものが環境対策として機能するよう、各種計画と連携した多面的かつ複合的な計画とすることが望まれます。

〔第1期計画〕
～古代から未来へ
自然美豊かな歴史と文化のまち
京丹後～
第1期環境基本計画の範囲



1.3 第2期計画

京丹後市は、2019年度から2024年度を計画期間として、第2期京丹後市環境基本計画を策定し、「社会」「経済」へ“環境価値”の統合 ～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～を実現するために、計画に基づく施策を進めてきました。

第2期計画では、持続的な環境資源の「利用」に努め、環境・社会・経済 3側面の「共生」を進めるとともに、気候変動等環境変化への「適応」にも取り組みました。

森林の働きと保全の大切さを知る機会として、大宮町五十河地内でのブナ林観察会を実施し、また、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質遺産の保護・保全、教育や観光振興への活用を図るとともに、美しい砂浜海岸の保全と年中にぎわう日本一の砂浜海岸づくりを推進し、環境保全及び活用の促進を図りました。CO₂ 吸収、水源の涵養、生物多様性※の保全などの多面的な役割を果たしている森林をはじめとする自然環境を引き続き、大切に守り育て、次世代に引き継いでいく取組を進めていく必要があります。

脱炭素社会※の実現に向けて、太陽光発電設備導入に係る補助を行い、CO₂ 削減を促進するとともに、災害時の電源確保による地域の防災力の向上につなげました。

事業所を対象とした環境経営セミナーを開催し、事業所内のエネルギー消費効率の合理的な改善による温室効果ガス※排出抑制と併せて、企業の付加価値向上にも繋がる経営手法を学ぶ機会を提供しました。

観光面では、砂浜海岸、国立公園や国定公園の環境保全を行い、観光振興、都市との交流拡大等を図り、自然環境の保護と利用の好循環の形成に資することができました。

有害鳥獣対策においては、有害鳥獣を捕獲することで、農作物の被害、営農意欲の低下、市街地等の出没及び人身被害の防止を図るとともに、捕獲した鳥獣の有効活用を図ってきました。これらに限らず、持続可能な社会づくりに貢献できるまちを目指し、環境を軸として社会・経済の課題解決を図る取組を推進していく必要があります。

市民や事業者の意識啓発や行動変容※を促す事業として、ゴーヤを使った緑のカーテン講習会、家庭の脱炭素ライフスタイル推進のセミナーを実施しました。また、出前講座及び健康づくり推進員研修会で熱中症予防の啓発のほか、自主防災組織に対する防災資機材購入に対する補助、地域防災に関する研修を実施しました。日本や世界の年平均気温が上昇し、猛暑日や熱帯夜等の日数、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加などの気候変動による影響に対して、今後とも各分野で適応する取組を推進していく必要があります。

1.4 世界・我が国の動向

現在の世界・我が国の動向を踏まえて、2030 年に向け CO₂ 削減と生物多様性の損失を防ぐ取組を進めていく必要があります。

(1) 深刻化する環境危機

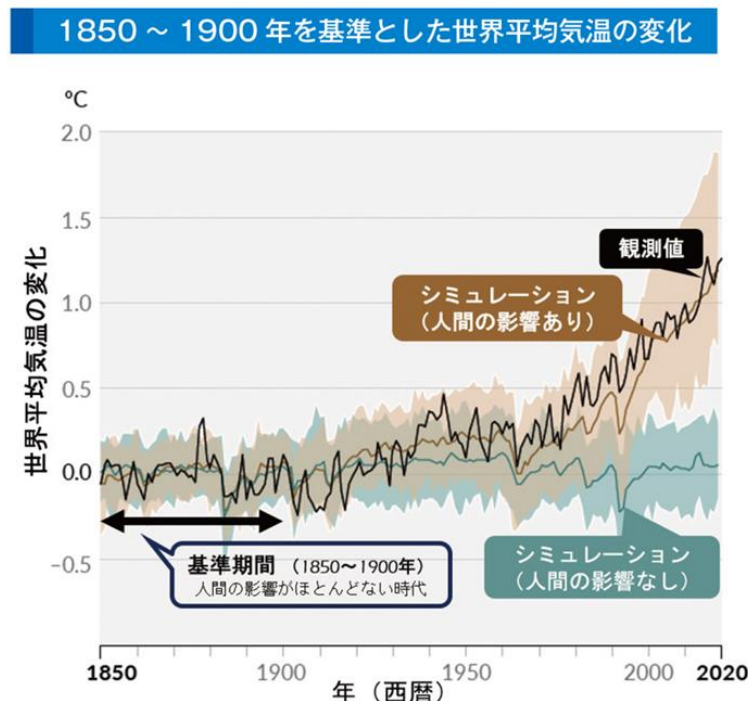
○気候変動(地球沸騰化時代の到来)

2023 年は記録的な高温の 1 年であり、世界及び日本の平均気温は統計開始以降最も高くなりました。2023 年 7 月には、グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」という言葉で、気候変動による最悪の事態の回避を訴えました。

また、世界各国、経済界が、繰り返し重要と伝えているのは、世界の平均気温の上昇を、産業革命前を基準にして「1.5℃以下に抑える」必要があるということです。

一方、世界気象機関(WMO)によると、2024～2028 年に産業革命前からの気温上昇が年間平均で 1.1～1.9℃で、過去最高となる確率が 86%、同期間に少なくとも 1 年は気温上昇が 1.5℃超となる確率は 80%と報告しています。

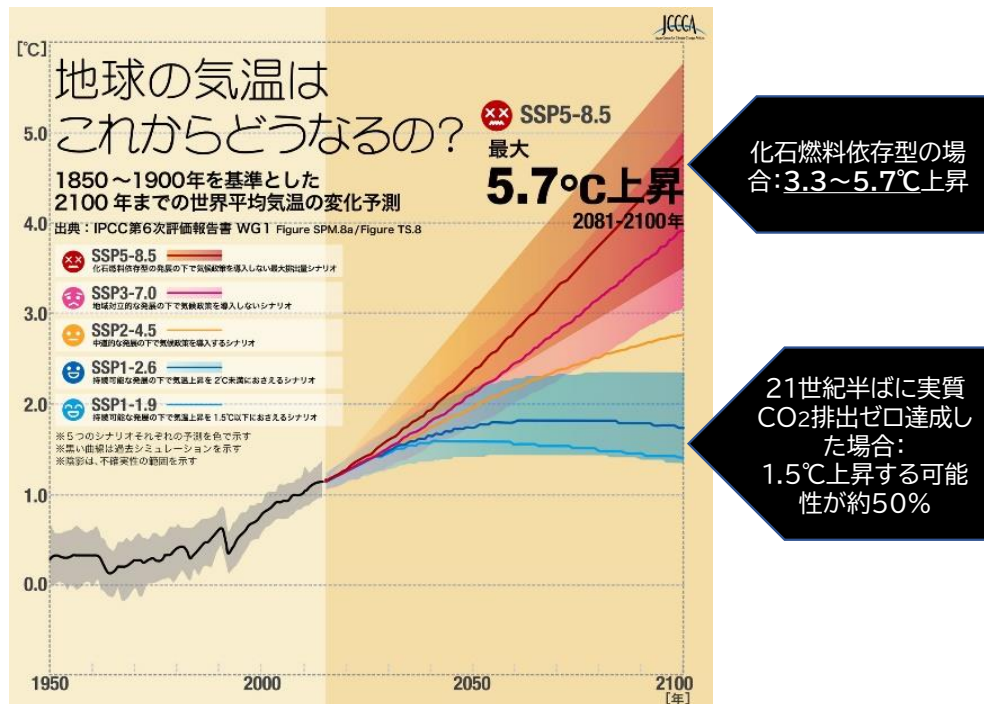
図 1850～1900 年を基準とした世界平均気温変化



IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書 政策決定者向け要約 図 SPM.1(b) に加筆

出所:気象庁ウェブサイト

IPCC 第 6 次報告書・2100 年までの世界平均気温の変化予測



出典: IPCC 第 6 次報告書／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)より

○生物多様性(第6の大量絶滅時代)

私たちの暮らしは、生物多様性によって支えられています。その生物多様性が、驚くべきスピードで失われつつあります。

現代は「第 6 の大量絶滅時代」とも言われます。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が 5 回あったと言われていたますが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く(自然状態の約 100～1,000倍)、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。

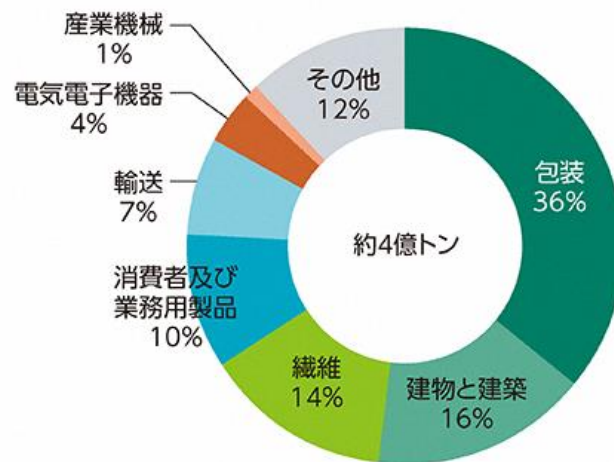
2017 年 12 月の国際自然保護連合(IUCN)※の世界の絶滅のおそれのある野生生物のリスト(レッドリスト)では、絶滅のおそれのある野生生物は 2 万 5,821 種に達しています。また、世界の野生生物の分類群ごとの絶滅のおそれの状況を表す「レッドリストインデックス」では、鳥類、哺乳類、両生類及びサンゴ類の統合指標について、絶滅に向かう方向に数値が大幅に悪化しています。

○汚染への対応(化学物質、マイクロプラスチック※等)

汚染への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」です。化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本※への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイング※へのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物

の量は 2019 年から 2060 年までにほぼ3倍になり、環境への流出量は 2060 年には年間 4,400 万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックの量は3倍以上に増加する見込みとされています。マイクロプラスチック(一般的に5mm 未満とされる)による影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されています。

図 2015年の産業分野別の世界のプラスチック生産割合



資料：UNEP "SINGLE-USE PLASTICS" (2018)

出所：令和 2 年版環境白書(図 1-3-2)

【コラム】気候変動の影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、通常の世界のバランスが崩れます。これにより、人間と地球上の他のすべての生命体が多くのリスクにさらされます。

気温の上昇	2011 年～2020 年の 10 年間は、観測史上最も暑い時期になっています。そして、毎年、観測史上最も暑い時期を更新しています。 気温が高くなると、暑さに関連する病気が増え、屋外の労働が困難に。 また、気温が高い気候条件では、山火事が発生しやすく、急速に拡大しやすくなります。北極圏の気温は、地球の平均の少なくとも 2 倍のペースで上昇しています。
嵐の被害の増大	嵐の激しさ、発生する頻度が増えています。 その結果、家屋やコミュニティの破壊、人的被害、莫大な経済損失をもたらします。
干ばつの増加	気候変動で、水資源に関する状況が変化します。世界的に水資源が不足している地域が増えています。 水不足は、農地の干ばつリスクを高め、農作物の収穫に影響をもたらします。また、生態系の脆弱性も高めます。
海の温暖化と海面上昇	海の温暖化のペースは、過去 20 年間にわたり海のすべての水深レベルで大幅に増加。 海洋生物が危険にさらされており、水産業へも大きな影響をもたらします。
生物種の喪失	気候変動の影響により、記録が残っている他の時期と比べて 1,000 倍のペースで、世界から生物種が失われ、100 万種の生物が今後数十年以内に絶滅する危機に瀕しています。 森林火災、異常気象、侵入性の害虫や病気の驚異にさらされています。
食料不足	漁業、農業、牧畜へ影響があり、生産高の低下や質の低下への影響があります。 また、気温上昇等により、これまで獲れていたものが変化するなど、産業形態への影響もあります。
健康リスクの増大	大気汚染、病気、異常気象、強制移住、メンタルヘルスを脅かすストレス、十分な食料を栽培または採取できない場所で拡大する飢餓と栄養不足など様々な影響をもたらします。 環境上の要因によって、毎年約 1,300 万人の命が奪われています。

参考：国際連合広報センターウェブサイト

【コラム】気候変動の現状と将来の予測リスク

近年、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加しており、令和5年は過去平均を上回る土砂災害が発生しています。

また、激甚化・頻発化する豪雨、台風、猛暑による気候災害によって、地域は大きな被害を受けています。令和5年9月に発生した台風第13号では、全数の8割以上にあたる257件の土砂災害が千葉県で発生し、単一の台風、単一の県で発生した件数として歴代1位となっています。

地域や分野によっては、わずかな気温上昇であっても、温暖化の悪影響を被ります。暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、高潮、熱波、渇水によって生じる被害は、気候変動によって激甚化、頻発化が懸念されています。

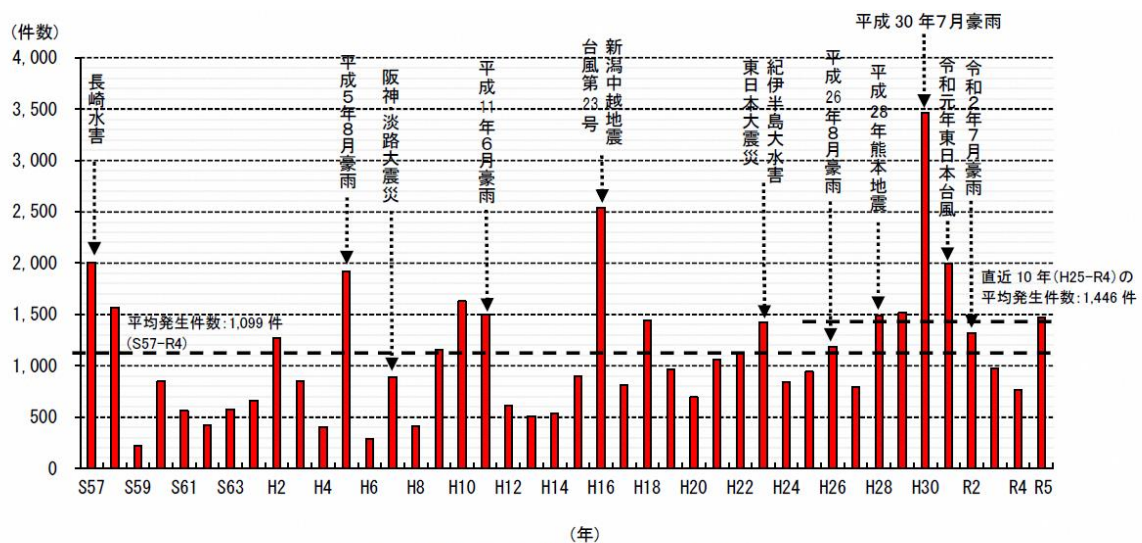


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57～R5)

出所: 国土交通省 報道発表資料(令和6年1月18日)

環境省では、令和6年3月に、『できることから始める「気候変動×防災」実践マニュアルー地域における気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策のためにー』を作成・公表しました。

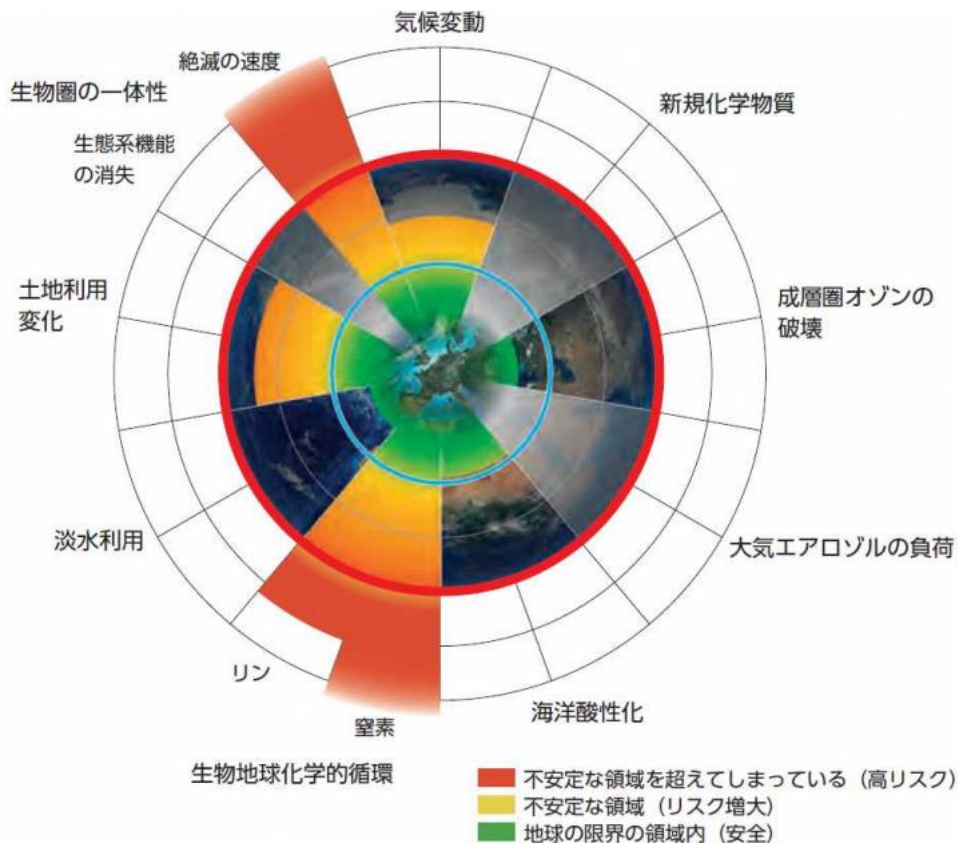
「気候変動×防災」の取組を、きめ細やかに推進していくためには、気候変動によって変化する気象災害等のリスクに関する情報をもとに、各分野の政策に「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことが必要となります。「気候変動×防災」の取組を入り口に、さまざまな施策を後押しし、持続可能な地域の発展に繋げていくことが求められています。



出所: 環境省ウェブサイト

【コラム】生物多様性の現状と将来の予測リスク

生物多様性の損失や気候変動を含め、人類の生存基盤となる地球環境の状況は限界に達している面もあると指摘されており、人類の現在の活動需要量を持続可能に満たすには 1.6 個の地球が必要と言われています。



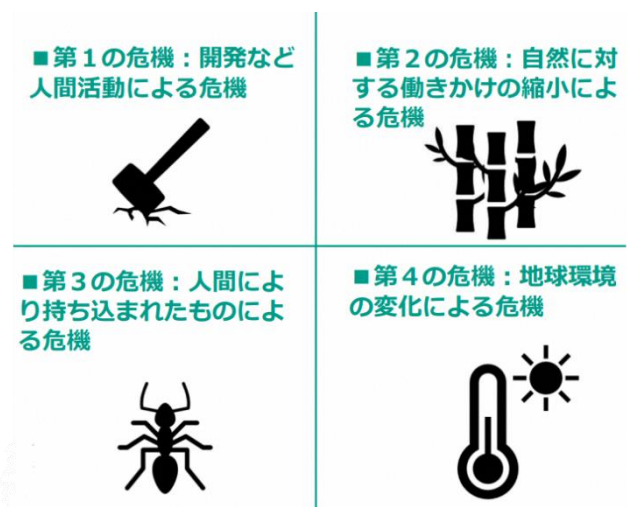
資料：Will Steffen et al. (2015) 「Guiding human development on a changing planet」

図：地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)

日本の生物多様性は過去 50 年間損失し続けており、生態系サービスは過去 50 年間劣化傾向にあります。

日本の生物多様性の「4つの危機」のうち、第1～3の危機の影響は依然として大きく、地球温暖化などに伴う第4の危機の影響が顕在化しています。

これまでの取組により、生物多様性の損失速度は過去 50 年間で緩和されてきたものの、損失を回復するには至っていない状況です。



図：生物多様性の4つの危機(環境省)

(2) 2030 年の重要性

明治以降、化石燃料を大量に利用することで産業革命を実現し、現在の繁栄をもたらした一方で、深刻な環境危機に直面しています。

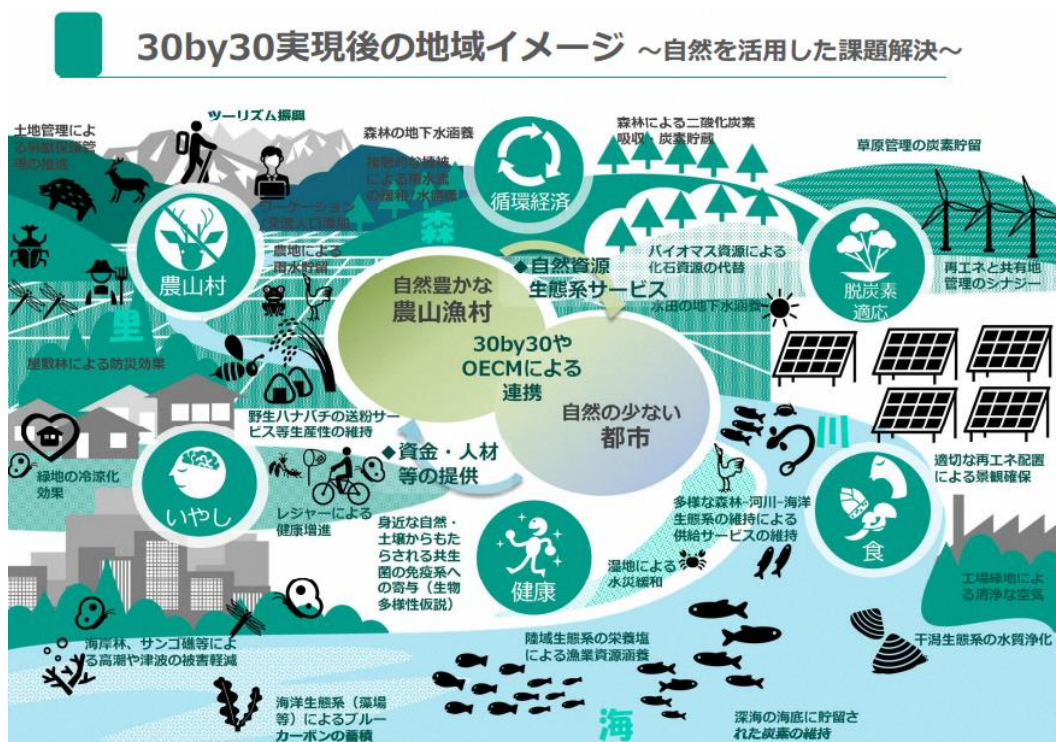
再生可能エネルギー※やデジタルなどこの百数十年間で生まれた様々なイノベーション※を土台に、再び自然循環型資源を基調とした新たな文明の創造が不可欠であり、経済社会システムの大変革が求められています。

また、私たちに残された時間は、多くありません。国際的な目標となっている、1.5℃目標※の達成に向けて、2030 年頃までに行う私たちの選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと指摘されています。

生物多様性の観点からは、愛知目標※に替わる新たな世界目標として 2022 年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」※において、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが 2030 年ミッションとして定められ、2030 年までに達成すべき 23 のグローバルターゲットが盛り込まれています。

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め回復させる(ネイチャーポジティブ※)というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全していく必要があります。

図 30by30※実施後の地域イメージ



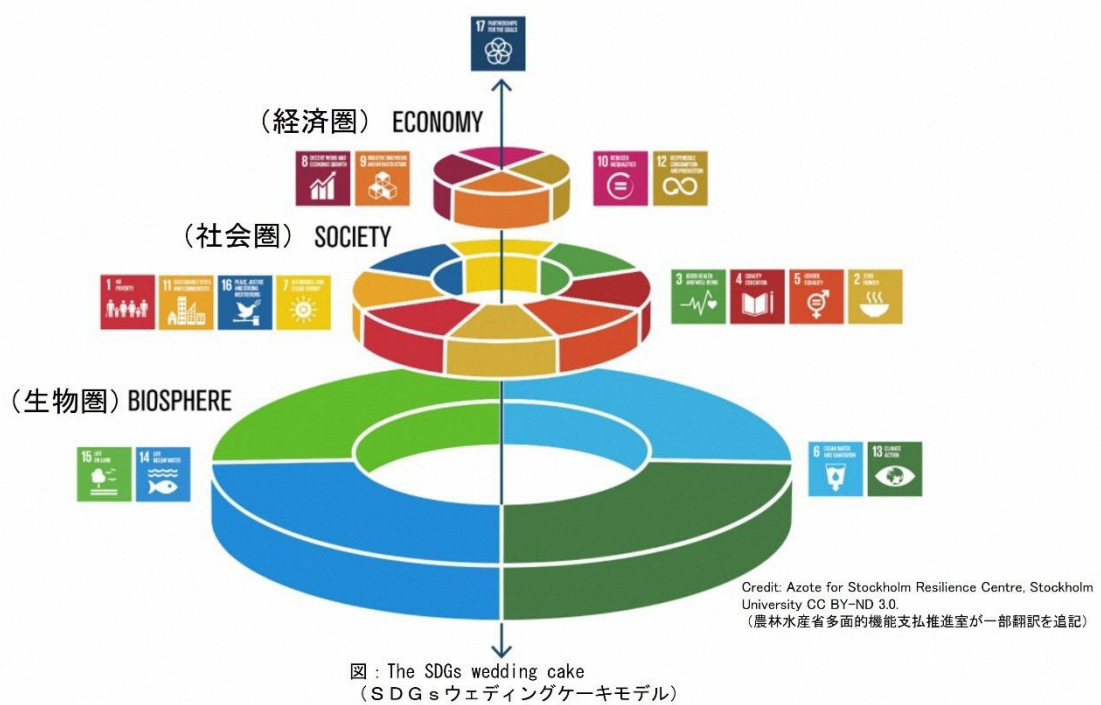
出所:環境省資料

(3) 経済社会活動が自然資本の基盤の上に成立する

環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っており、従来は「ヒト・モノ・カネ」が中心だった経済資本に加えて自然資本の重要性が指摘されています。

環境負荷の増大により、この自然資本の復元力を超えてしまうと、人類の生存そのものが脅かされる事態となります。

図 SDGsウェディングケーキモデル



SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットから構成されますが、これらの目標の相互の関係性を示すものとして SDGs ウェディングケーキモデルがあります。

同モデルは、SDGs の目標 17 をケーキの頂点として、その下にある 3 つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されています。この 3 つの階層の並び方はそれぞれ意味があり、「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」、つまりは人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表しています。

出所：農林水産省ウェブサイト

2. 計画の位置づけ

2.1 計画の目的

本計画は、自然環境の保護と保全、脱炭素化・省資源化、廃棄物抑制と循環型社会※の創造、生活及び活動上の価値観の転換を通して、環境の変化を受け入れ適応していくことの認識を醸成しつつ、環境・社会・経済それぞれの分野別課題を統合的に解決していく市民社会を実現するための基本的な方向を示すものとしします。

京丹後市が取り組むまちづくりを環境視点から総合的かつ計画的に表し、推進を図ることを目的として本計画を策定します。

2.2 計画の期間

地球環境、国際社会の情勢、地域の生活環境、国等の政策方針等の変化は、速度を上げています。

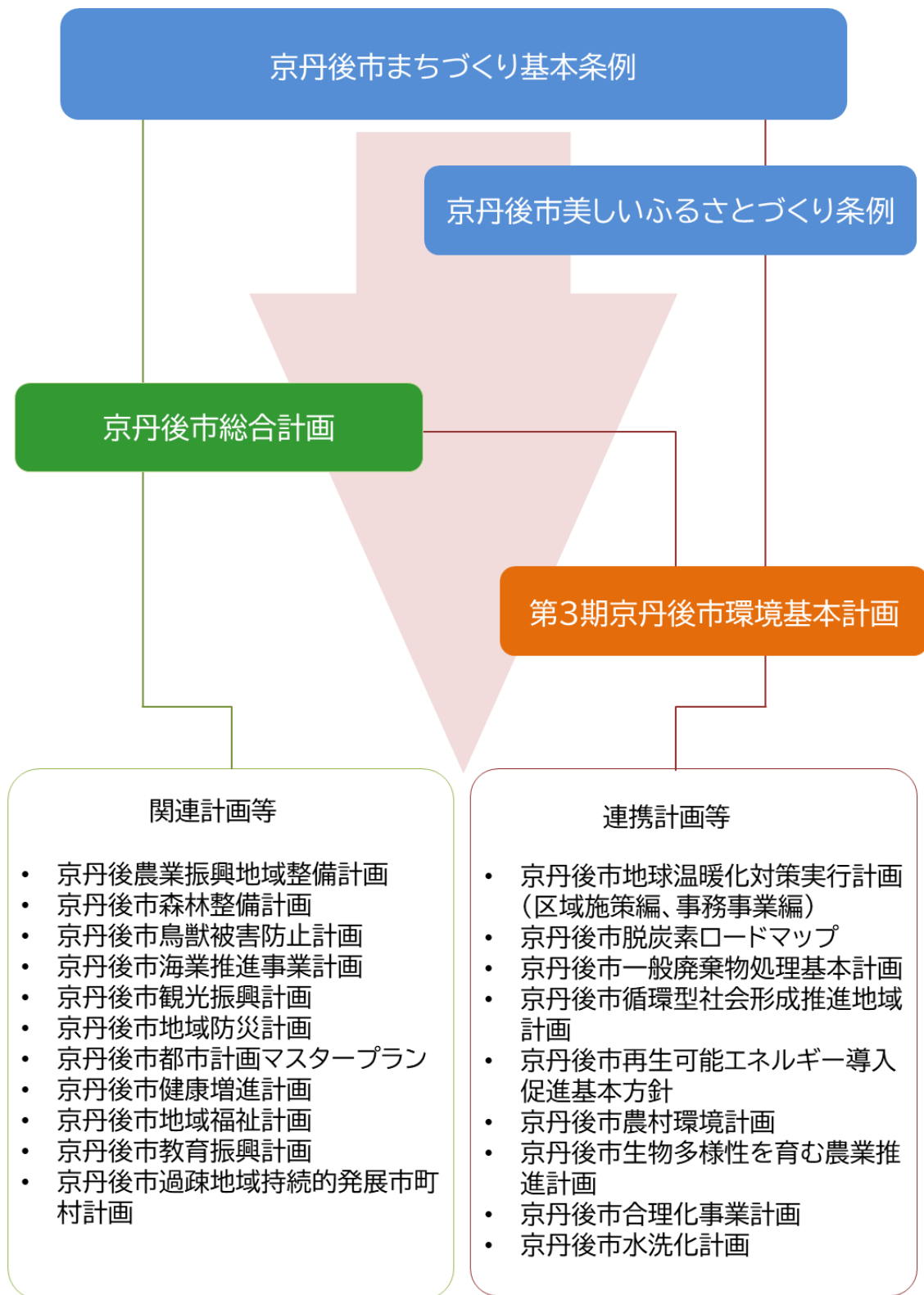
これらの現状を踏まえ、数年先の傾向を見通した中期的な期間と目標の設定が妥当と考え、第3期計画の策定にあたっては、計画期間は2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6年間としします。

2.3 位置づけと役割

第3期京丹後市環境基本計画は、京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成29年条例第15号)第8条の規定に基づき、本市の環境行政の推進に関する基本的事項を定めるものであり、環境視点における各分野別課題及び目標を政策的に統合し、解決・達成を通して健全な地域環境の形成、自然環境維持・保全を図ることを役割としします。

市は、環境対策が地域活力を高める一つの側面として位置付け、環境分野における諸課題に対し計画的に対策を講じつつ、その影響の緩和、回避、軽減、適応を進め、地域の付加価値や持続力を高める原動力とするべく計画を推進します。

図 計画の位置づけ



3. 計画の前提

3.1 計画の骨子

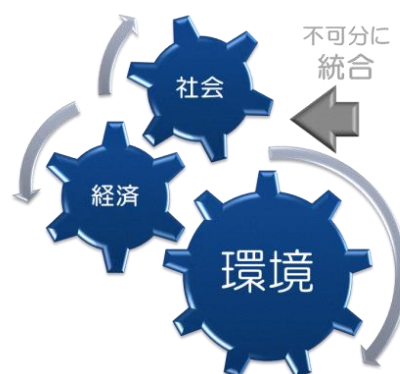
(1) 持続的な環境資源の「利用」に努める

自然及び生物多様性を維持し続けるための基盤
そのものへの影響が危惧される今日、人の活動は
全て地球環境によって成り立っていることを再認
識し、環境保全を基本に環境負荷・環境影響の回
避と軽減を進めるとともに、環境資源の利用に努
めるものとします。



(2) 環境・社会・経済 3側面の「共生」を進める

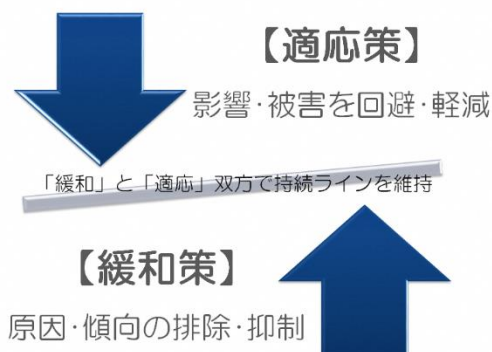
環境保全、社会動態、経済成長、各分野の活動や
課題は相互に関連し複雑化しています。経済・社会
の分野に環境側面を密接な関係において取り入れ、
統合的な課題解決に取り組みます。また、課題解決
では部分的・構造的課題に将来的課題を取り入れ、
持続的好循環形成の視点を持った3側面(環境・社
会・経済)の共生に取り組みます。



(3) 気候変動等環境変化への「適応」に取り組む

温暖化と気温上昇を主要因とする異常気象な
ど気候変動、これら環境変化による直接的な市民
への影響・被害が顕在化しています。

変化を受け入れる体制と長期的リスクを捉えた
影響回避・軽減のための適応施策の取入れを通
し、適応の浸透を進めます。



3.2 連携と協調

(1) 持続可能な開発目標「SDGs」※

SDGsは、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。この中で、誰一人取り残さないことを誓っています。また、取組の成果・着地点が複数側面から統合された 17 の目標を置いています。

一つの行動によって複数側面からの統合的解決を生み出す特徴を持ち、17 の目標と 169 のターゲットが設けられています。この目標・ターゲット間の関連性全ての背景に環境問題があります。

SDGs では、現状の中で未来の豊かな地域社会や市民生活をいかに追求するかの考えに立ち、これからの地域政策に求められる重要な観点を示しています。



出所:国際連合広報センターウェブサイト

(2) 市既存施策への環境側面の補完

京丹後市には、上位計画となる総合計画・基本計画を中心に、各分野別の個別計画があります。

SDGs では複数側面からの統合的な課題解決が示され、近年の環境政策では「環境・社会・経済、3側面の統合的な課題解決」が求められることから、本計画にあっては総合計画を中心とした各種の計画及び施策へ環境側面の調和を図る役割と協調が必要とされます。

4. 基本理念

4.1 基本理念と目指す社会

社会・経済へ環境を統合させる次のステップとして、本市の豊かな自然資本を軸とした取組の転換により環境・社会・経済を向上させていくことを理念とします。

自然資本を軸とした環境・社会・経済の向上
～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

「自然(環境)」「ひと(社会)」「活動(経済)」が共生し、この環をもって持続する地域づくりを進めます。

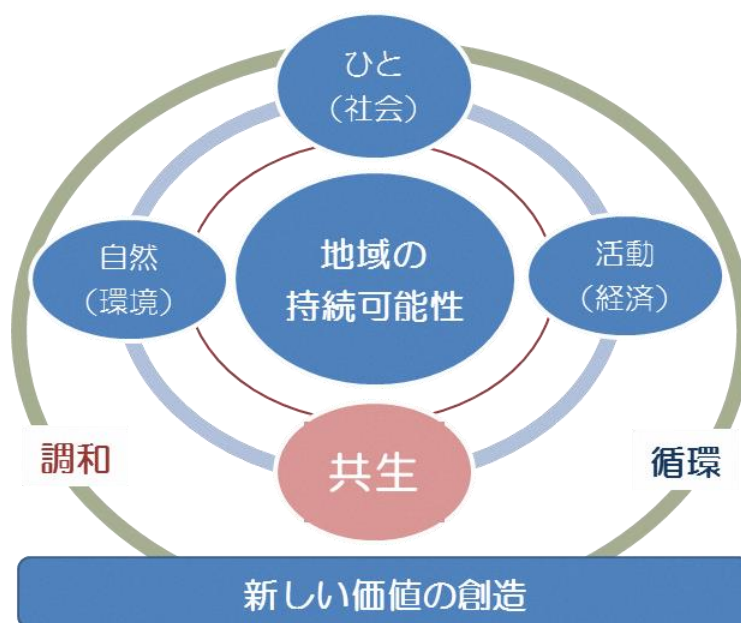
環境対策は、「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、社会・経済の基盤として、新しい価値を創造できる楽しみに変えて取り組むことが重要です。

「環境・社会・経済、3側面の統合的課題解決」を、京丹後市の豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動の環として置き換え、結果として環境へ負荷を与えず、また、人々が多様な価値観と営みで潤う社会と一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指します。

今、気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面しているとともに、人口減少と少子高齢化、地方の疲弊・経済の長期停滞など社会・経済の課題を抱えています。

環境・社会・経済すべてにおいて、「勝負の 2030 年」に向けて、「環境政策」を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリング※して同時に解決していくことを目指します。

図 目指す社会



【コラム】1.5℃ロードマップが示す変化と好機

気候変動において、気温上昇を 1.5℃に抑えるという世界目標に向けて、私達は変化し続ける必要があります。

一方で、1.5℃ロードマップの変化は、私達の生活に制約を与えるのではなく、「リスクが少なく」「豊かで持続可能な社会」、「便利・安全・安心な暮らし」をもたらします。

【5つの変化】

生産性が変わる	電化・省エネ、デジタル化による効率化が相乗効果を発揮して、生産性を飛躍的に向上させます。 自動運転やフィジカルインターネット※を活用して移動や物流も効率と自由度が高まります。
エネルギーの作り方が変わる	再生可能エネルギー(再エネ)主体のシステムへの速やかな転換は、幅広い社会活動の脱炭素化の要。 エネルギーの国内自給率を高め、安価で安定した電力や水素を利用できるようにします。
素材利用が変わる	脱炭素／持続可能な素材が拡充するとともに、あらゆる資源が循環型の利用方法へとシフトします。 製品のデザインやビジネスモデル、消費者の選択も循環型の資源利用を前提としたものへと変化します。
ルール・インフラが変わる	炭素排出を減らすことにインセンティブを与えるカーボンプライシング※に加え、送電線の利用や土地・建物・港湾・海域利用などのルールやインフラが脱炭素社会に合わせて刷新。 求められるスキルや雇用も変化します。
マーケット・マインドが変わる	モノの所有よりも機能やサービスの価値が重視され、知財・人材など無形資産が企業競争力を左右するように。 デジタル化で働き方・くらし方が変わり、大都市一極集中から分散型都市への変化も加速します。

1.5℃ロードマップが示す変化と好機

	Change 1 生産性 が変わる	Change 2 エネルギーの づくりかた が変わる	Change 3 素材利用 が変わる	Change 4 ルール・ インフラ が変わる	Change 5 マーケット・ マインド が変わる
5つの 変化					
20の 好機	高付加価値サービスへ 転換する 電化が品質・効率を 向上させる 移動・輸送が 創造的を生む シェア・リユースの 活用が広がる	エネルギーも デジタルでつながる 太陽光発電が 一気に身近になる みんなの海で エネルギーをつくる 水素で再エネが より便利に	ロスなく 高付加価値な生産へ 再エネ・水素で 素材をつくる 強く軽い素材が メインに 都市が 資材の保管庫になる	脱炭素の取り組みが おトクになる 快適な持続的建物が 標準化 デジタルインフラが さらに整う みんなが 再挑戦できる社会に	人・情報・共創が 価値の源泉に デジタルで移動・行動が より自由に 長く使われるモノが 価値を生む 日本中のまちが ずっと豊かに



豊かで持続可能な社会 ・新しい社会に適応した、持続的な経済成長 ・分散型社会・地域の繁栄 ・自然との共生	気候リスクの少ない社会 ・気候変動の影響を、適応可能な範囲にとどめる(気温上昇が大きいほど不可逆的な変化が連鎖的に起こりやすくなり、社会経済の適応が困難に)	便利・安全・安心な暮らし ・デジタルを起点にした変化が、より便利で安全・安心な暮らしへと導く	エネルギー自給による発展 ・再エネの普及拡大により、化石燃料を輸入するために国外流出していた資本が国内で循環するように
--	--	--	---

出所:1.5℃ロードマップ-脱炭素でチャンスをつかむ。未来をつくる-

(公益財団法人地球環境戦略研究機関)

4.2 基本方針

5つの基本方針を明確にして、持続可能な経済的・社会的基盤の実現に向けた各種施策に取り組みます。

I

気候変動【緩和と適応】

～脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応～

II

限りある資源【循環と再生】

～ごみの発生抑制と循環型社会の形成～

III

生物多様性【共生と向上】

～自然環境の保全と自然資源の活用～

IV

環境リスク【抑制と管理】

～人の健康と環境の保護～

V

社会環境【選択と転換】

～持続可能な選択、モノから質へ 価値観の転換～

5. 基本方針に基づく個別方針・計画

5.1 気候変動

個別方針	緩和と適応
取組目標	脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応

環境ターゲット

- 脱炭素化に向けた暮らし・事業活動への転換を進める。
- 気候変動に適応する地域づくりを進める。

重点施策

- 庁舎・その他公共施設に関する脱炭素化の促進
- 地域における再生可能エネルギー導入の促進
- 暮らしにおける行動変容・ライフスタイルの転換支援
- 気候変動に適応した社会基盤の整備と維持管理
- 熱中症対策の推進
- 海や森林、農地を活用した排出抑制と適応対策の推進（グリーンインフラ※の整備、ブルーカーボン※の情報収集等）

推進計画

- ☐ 京丹後市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）※を遂行します。

京丹後市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2050 年カーボンニュートラル※に向けて、2030 年までに大幅削減を行うことが重要であることから、あるべき社会を想定し、未来から現在へとさかのぼってどのような道筋を通るのかを明らかにするバックカスティング※の考え方で目標設定を行いました。

目標設定にあたっては、国際的な動向を見通して、2030 年度 50%削減（2013 年度比）を目指します。本計画の目標年度である 2028 年度までは、毎年、同じだけの取組を行うものとして設定します。

本計画では、目標に向けた市民、事業者、公共の取組について整理しています。

京丹後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

●脱炭素化に向けた暮らし・産業への転換を進める

区分	取組内容
エネルギー消費量の削減	● 省エネ設備、家電の導入 ● 合理的なエネルギーの利用の普及 ● 電気自動車等の導入、次世代交通サービスの普及 ● 省エネ性能に優れた住宅・建築物等の導入 等
再生可能エネルギーの最大利用	● 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の導入 ● 営農型再生可能エネルギー発電設備※の導入 ● 住宅・建築物等への再生可能エネルギーの導入 ● 最大限利用のための蓄電池の導入 ● 脱炭素化につながるエネルギー源への段階的な移行 等
置き換え・その他	● 脱炭素化に向けた戦略の策定 ● 森林・グリーンインフラの整備 ● 人材育成・促進機会 等

●取組に向けた指標設定

区分	進捗状況の把握のための指標
省エネ	● 廃棄物抑制に向けた食品ロスに取り組む割合 ● 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)※を意識する割合 ● 省エネ家電・機器等の導入についての検討・実践が当たり前と考える割合
再エネ	● 再生可能エネルギーの導入率 ● 再エネ導入についての検討・実践が当たり前と考える割合 ● 地域資本における再生可能エネルギー導入の検討開始 ● 市内の事業者等における再生可能エネルギーの導入や調達事例の創出
置き換え・その他	● 脱炭素化を意識した事業活動を行っている事業者数 ● 理解促進機会の創出

●気候変動適応に関する取組の方向性

- ☐ 市、事業者、市民は冷房の効果的活用、クーリングシェルター※の設置・活用など、熱中症・健康管理への注意喚起を進め、行動する。
- ☐ 市や団体等は、気候変動に適応する良質な地域産物を安定的に生産するための支援を進める。
- ☐ 市は災害危険箇所、豪雨時における浸水区域を想定し、市民への事前周知に努める。
- ☐ 浸水対策を実施するとともに、浸水被害をもたらしている河川の早期改修を要望する。
- ☐ 自主防災組織の充実、地域の多機能化等により地域の防災・共助体制の強化を図り、消防団とあわせて地域における協働の充実を進める。
- ☐ 市は気候変動及びその影響に関する変化観察、情報収集を行い、関係法令等を活用した地域に合った適応策※を図る。

【コラム】炭素税って知っていますか？

炭素税とは、企業などが排出した二酸化炭素の量に応じて課される税金のことです。

炭素税などのカーボンプライシングの主な目的は、二酸化炭素の排出量を削減するように行動変容を促すことです。直接的には企業が対象となっている手法ですが、課金された企業は消費者へ価格転嫁することもあるので、企業だけにとどまらない影響力があります。

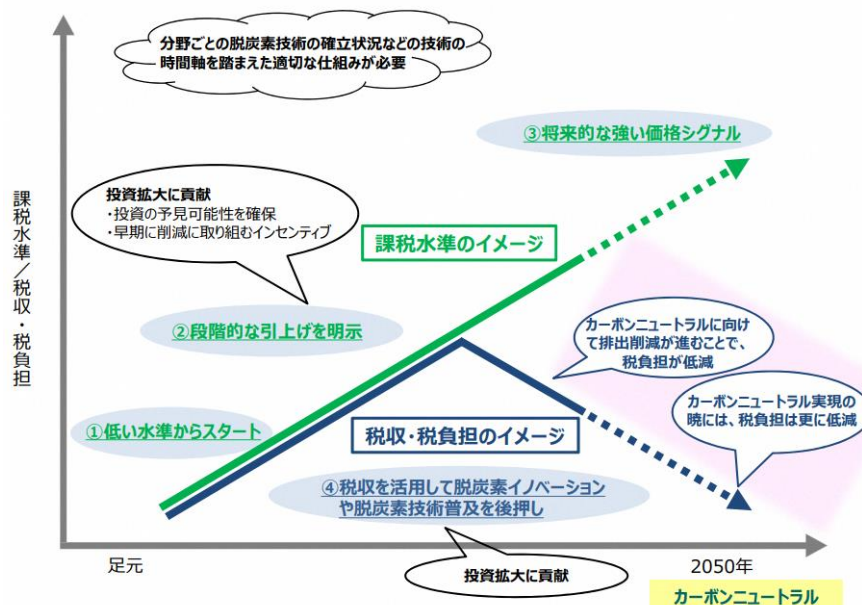
2023年2月にGX(グリーントランスフォーメーション)推進法と呼ばれる脱炭素を推進する法律が施行され、今後は、化石燃料賦課金などが徴収される可能性があります。

GX(グリーントランスフォーメーション)とは、脱炭素と経済成長を両立させることを目指して、社会のシステムを変革することです。そこで、脱炭素への取組が経済成長へつながるよう、エネルギー供給体制を変革するなどの取組を通じて、持続可能な脱炭素を実現しようというのがGXです。

2023年2月に政府が打ち出した成長志向型カーボンプライシング構想では、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブなどが掲げられています。また、その中には、2028年度頃を目標に、化石燃料の輸入事業者などに対し、炭素の排出量に応じた賦課金を導入し、段階的な引き上げ予定が含まれています。

炭素税やカーボンプライシングについては、まだ検討中の段階ですが、二酸化炭素排出量に応じた課金のため、少しでも負担を軽減するには、二酸化炭素排出状況を把握し、来るべき炭素税導入に向けて、削減に向けた取組を始めることが大切です。

予見可能性の高い時間軸の提示(イメージ)



出所:環境省「炭素税について」

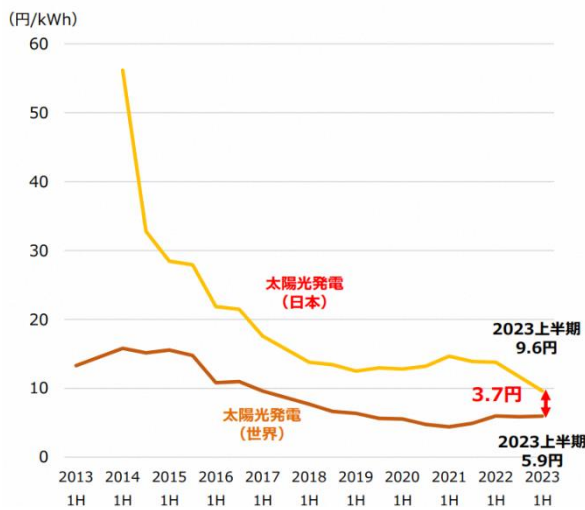
【コラム】環境に配慮した製品は高コストなの？

再生エネルギーのひとつである太陽光発電の発電コストは、事業用では 2020 年で 12.9 円/kWh だったものが、2030 年では 8.2~11.8 円/kWh 程度と安価になると試算されており、2023 年上半期現在で 9.6 円/kWh となっています。このように、太陽光発電のコストは着実に低減しています。

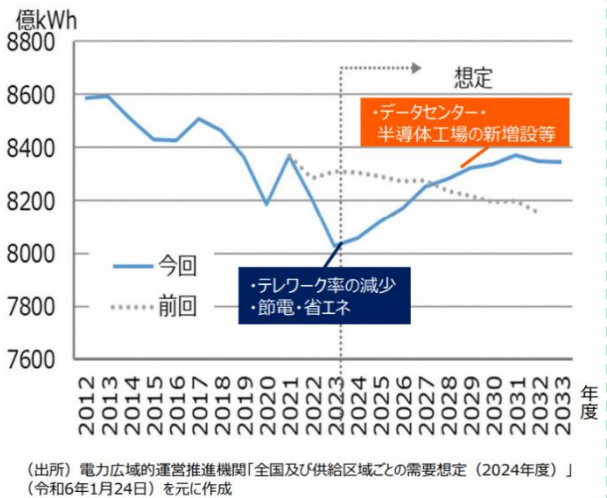
また、今後は各種製品等の省エネ性能が向上する一方で、人口減少社会から DX 化はますます進展し、それに伴う電力消費量が増加すると予想されています。

そのため、DX 化に向けても、再生可能エネルギーの導入をセットで考えることが重要です。

＜世界と日本の太陽光発電のコスト推移＞

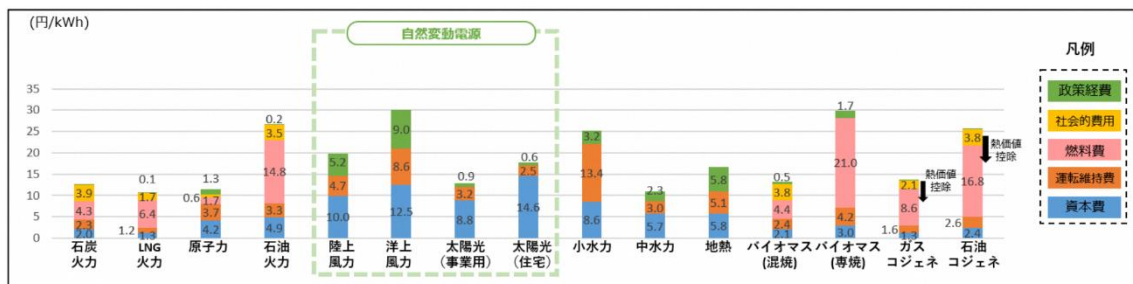


我が国の需要電力量の見通し

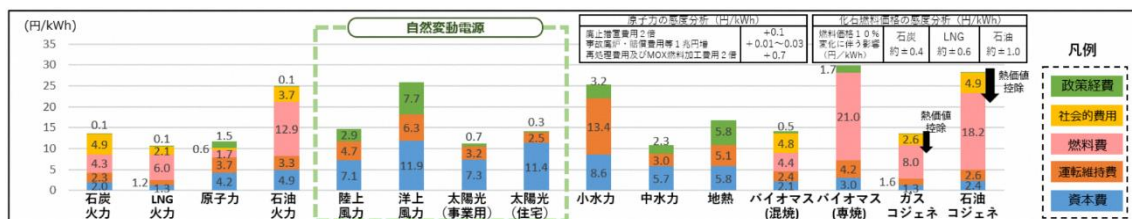


出所：環境省・経済産業省「気候変動対策の現状と今後の課題について」

2020 年の電源別発電コスト試算結果の構成



2030 年の電源別発電コスト試算結果の構成



出所：資源エネルギー庁「電気をつくるには、どんなコストがかかる？」

【コラム】自家消費型営農型太陽光発電観光農園事業

ハウステンボスでは、太陽光発電と農業を融合して、電力とブルーベリーを園内で自家消費する取組を行っています。園内の約 2,300 m²の敷地に太陽光発電パネルを設置し、ブルーベリーの栽培を行っています。

本事例では、再生可能エネルギー導入だけでなく、人口減少による人手不足対策等のため、自動灌水を取り入れた仕組みとして導入しています。

環境省の補助を活用するとともに、観光農園の視察を受け入れ、イメージアップや認知度の上昇につながっています。



＜太陽光発電パネルとブルーベリー栽培の状況＞

出所：経済産業省資源エネルギー庁「再生可能エネルギー事業事例集」

【コラム】福祉避難所における自家消費型太陽光発電事業

横浜市老人福祉施設「和みの園」（福祉避難所に指定）では、屋根に、環境省事業を活用し、自家消費型太陽光発電設備（26.4kW）を設置し、令和元年 9 月より稼働しています。

本施設において、防災拠点としてのソフト面での機能強化対策として、職員が使いこなせるよう、従来設置されていた蓄電池無のパワーコンディショナーの自立運転切替の操作に加え、蓄電池の操作について、発災時にも機器操作ができるような「操作マニュアル」を作成するとともに、防災訓練時に、省エネルギー等エネルギーに関する情報提供を組み込んだ総合型の防災訓練を実施しています。



和みの園の屋上に設置された太陽光パネル

出所：経済産業省資源エネルギー庁「再生可能エネルギー事業事例集」

【コラム】エコ住宅・断熱リフォーム

昔の家(昭和 55 年省エネ基準相当)は、建物の断熱性や気密性が低く、エアコンで暖めても、外に出て行ってしまうため、家の中にいても寒いということもあります。全国でいうと 70%超が、この断熱性の低い家といわれています。

一方で、家を建替えるわけにもいきません。そんなときに、断熱リフォームが効果的です。

断熱リフォームとは、天井・壁・床などの断熱施工や開口部の断熱施工(窓の交換、内窓設置、ガラスの交換など)をすることで外気の温度や熱を室内に伝えにくくするものです。

工務店等へ依頼するものから、予算 1~3 万円で、自分でできるプチリフォーム情報もあります。また、既存住宅における断熱リフォームの補助金(環境省)もあります。

断熱リフォームをすることで、エネルギー削減だけでなく、快適性もアップする効果があります。

断熱リフォームの種類

冷暖房を使いすぎなくても
冬は暖かくて夏は涼しい
家に住みましょう

窓断熱

断熱リフォームを検討する
なら、まずは効果の高い窓
から。断熱リフォームする
ことで室内側の結露防止、
防音などにも効果がありま
す。また製品によっては防
犯性が向上します。

対応策
1

カバー工法+複層ガラス



窓断熱の対応策2種類

現在の単板の「窓」が寒い場合や結露が気になる場合

対応策
2

内窓の取り付け(二重窓)



天井断熱

夏の天井裏の気温は50℃以上
に達することもあります。天井
裏に断熱材を敷き詰めることで
夏は室内の火照りを抑え、冬は
室内から熱が逃げていくのを防
ぎ冷暖房効果を高めます。

床断熱

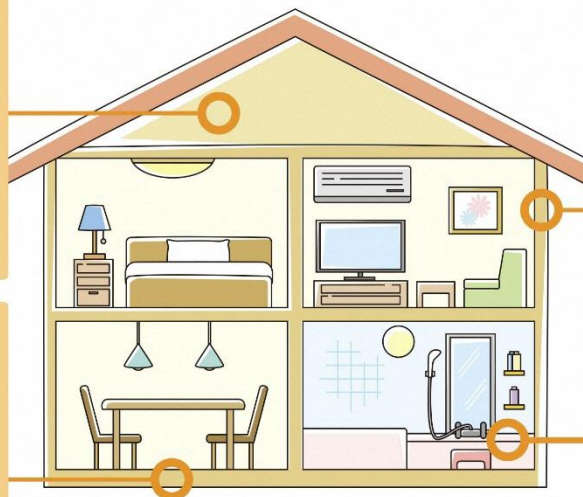
冬の冷たさは足元から感じるも
のです。床下にマット・ボード
状などの断熱材や気流止めを施
工することで、冷気の侵入や底
冷えを防止します。

外壁断熱

外壁に断熱材を施工して夏は室
内への熱の侵入を、冬は熱の流
出を防ぎます。これによって冷
暖房効果が高まり省エネに。

浴室断熱

浴室リフォームにあわせて、窓
や躯体を断熱施工することや断
熱タイプのユニットバスに交換
することで暖かい浴室に生まれ
変わります。さらに、浴槽に
保温材のついたユニットバスに
することで、湯温も下がりにく
くなります。



出所:環境省ウェブサイト

5.2 限りある資源

個別方針	循環と再生
取組目標	ごみの発生抑制と循環型社会の形成

環境ターゲット

- 循環型の社会・産業への意識転換を行う。
- ごみの発生抑制に努める。
- 廃棄物の処理体制の維持・強化を行う。

重点施策

- 4R の推進
- 市内ごみ処理フローの見直し
- ごみ処理に係る基盤整備
- 新たな分別・資源化排出の推進

市民行動

- ごみを出さない方法、出さずに済む方法を意識しましょう。
- ごみの処理責任は、ごみを出した人にあることを理解しましょう。
- ごみは「資源」と捉え、分別は「再活用」であることを理解しましょう。
- 自給自足、地産地消、食品ロス※を意識しましょう。
- 「循環」への心がけが、持続可能な社会に繋がります。

推進計画

- 循環型の社会・産業への転換を行う。
 - バイオマス利用の推進など、資源循環型産業・経済の育成・支援を進めます。
 - ごみの分別排出・処理の方策について見直しを継続します。
 - 現状埋め立て処分している汚泥等、資源化の可能性を検討します。
 - その他未利用資源や廃棄物の資源化利用を目的とした事業等を推奨します。

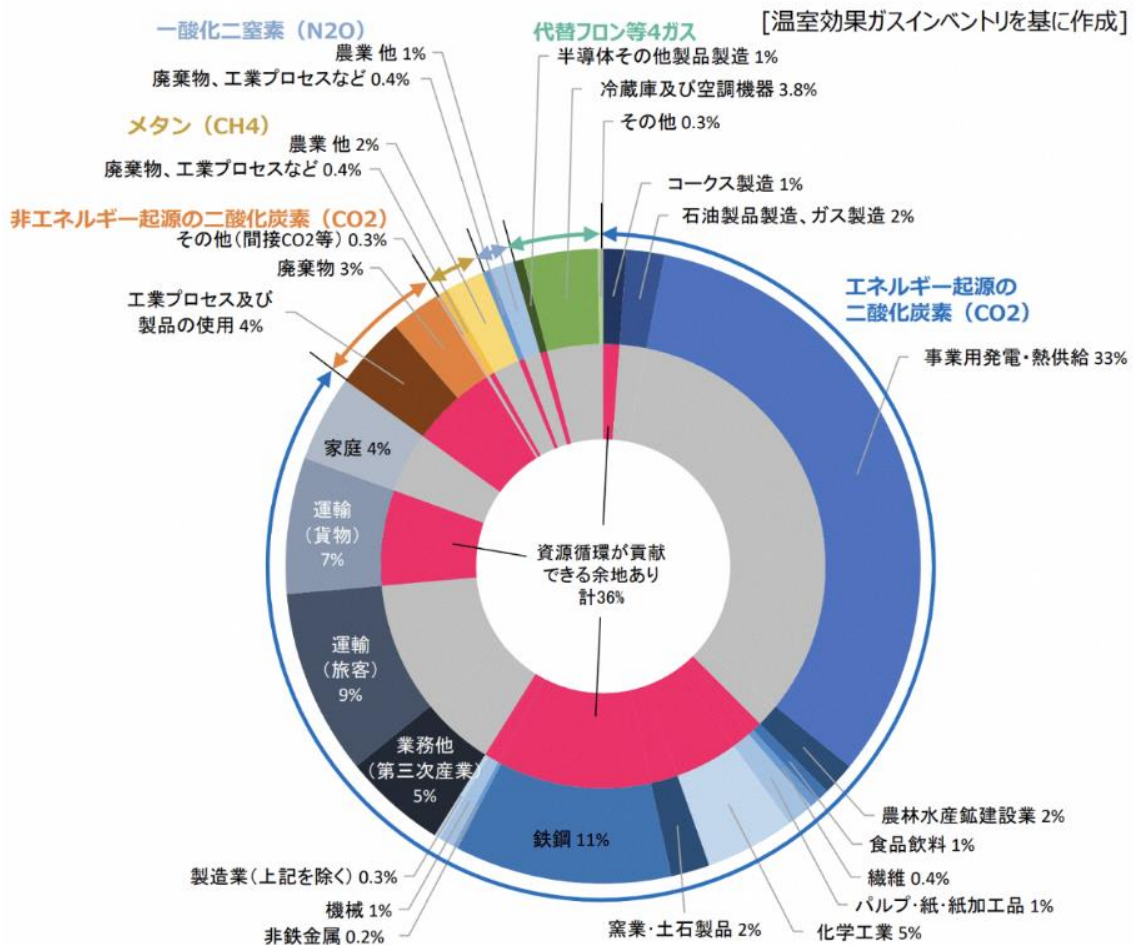
- ごみの発生抑制に努める。
 - 4Rの推進を行います。特に、食品ロスの削減に向けた取組や啓発を進めます。
 - 生活形態の変化や排出ごみの傾向を捉え、出前講座の実施や広報活動を通し、市民によるごみの発生抑制、分別等資源化の推進に努めます。
 - 持ち込まれたお土産ごみ、持ち帰られない放置ごみに対して、各種利用者のルール・マナーに関する啓発を推進します。

- 「廃棄物の処理体制」の維持・強化を行う。
 - 一般廃棄物※の適正処理を進め、処理体制の維持・強化に取り組みます。
 - 次期廃棄物処理施設の整備計画の検討を進めます。
 - ごみの種類に応じた分別収集を随時調整するとともに、事業者や自治会などによる取組との連携を進めます。
 - 京都府及び地域団体等と連携し、海岸漂着物の回収・処理に取り組みます。
 - ごみの発生抑制及び分別・再資源化の促進について、市民等の理解と協力の確保に努めます。
 - 地域防災計画と連携した災害時における廃棄物処理のあり方の検討を進めます。

【コラム】循環経済(サーキュラーエコノミー)ってなに？

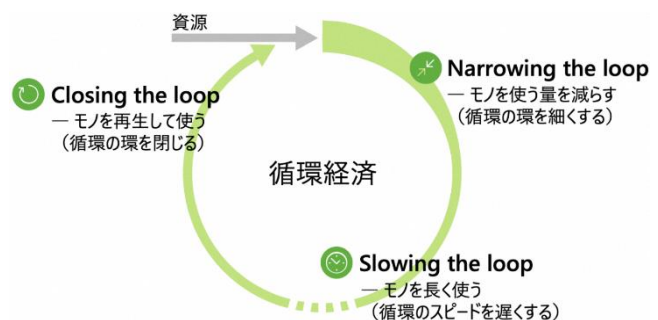
循環経済(サーキュラーエコノミー)は従来の 3R の取組に加え、資源の投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものとされています。日本の温室効果ガス排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門由来の排出量は約 36%に上るとの試算があります。

日本の温室効果ガス排出量(電気・熱配分前)のうち
資源循環が貢献できる余地がある部門の割合



出所:環境省 中央環境審議会循環型社会部会(2022)資料

循環経済実現のための3つのアプローチとして、右図に示す通り「使うモノの量を減らす」、「モノを長く使う」、「モノを再生して使う」があります。リサイクルされた素材や製品を使う、モノは持たずに上手に使っていくなど、出来ることから始めてみませんか。



出所:脱炭素ポータルウェブサイト(環境省)

【コラム】おかえり野菜(名古屋市)

愛知県名古屋市で、『おかえりやさいプロジェクト』というプロジェクトが以前から取り組まれています。生ごみを堆肥にリサイクルして、その堆肥で育てた野菜が市内のスーパーやレストランに戻ってくるという取組です。

この取組は、1999 年に名古屋市が「ごみ非常事態宣言」を出したことをきっかけに、「リサイクルの輪を繋げなければいけない」「循環を視える化しよう」といったことが話し合われ、市民が中心となって、2008 年にスタートしました。

レストランやスーパーなどの事業者から出た生ごみを、焼却せずに収集車がリサイクル施設へ運搬。そこで生まれた堆肥を使って地元の農家が野菜を作り、その野菜がまたレストランやスーパーに戻る。そして、プロジェクトの趣旨を理解した市民がその野菜を買ったり、レストランで食事をするといった循環プロジェクトになっています。

また、生ごみ堆肥を使うことで減農薬で、輸送コストなどがかからない地産地消の野菜であるため、環境への負荷が少ない点もポイントです。



キャラクターのおかえりぼーやが大活躍。



作られた堆肥はホームセンターなどで販売されています。



おかえりやさいの収穫体験も楽しめました。



生ごみリサイクル施設の発酵棟。
約50日で堆肥になります。

出所:環境省 グッドライフアワード

5.3 生物多様性

個別方針	共生と向上
取組目標	自然環境の保全と自然資源の活用

環境ターゲット

- 自然環境を守る、生物多様性を維持する。
- 森・里・川・海の恵みを活かす。
- 外来種・鳥獣被害から地域を守る。

重点施策

- 環境共生推進地域※・保護区域・自然公園※・体験エリア等の指定
- 自然資源活用型(一次産業及び地場産業)の産業における基盤強化と人材育成
- 実践・実感、体験・体感、伝承・学習、各種機会の創出

市民行動

- 身近な自然環境、動植物に関心を持ちましょう。
- 人は生態系の一部であることを理解しましょう。
- 事業及び活動、生活における環境影響を意識しましょう。
- 身近な自然への配慮が、環境への配慮に繋がります。

推進計画

- 「自然環境」を守る、「生物多様性」を維持する。
 - 自然公園や山陰海岸ジオパーク、府や市の指定・選定区域及び地域においては、指定・選定の趣旨や背景に基づき持続的な保護・保全活動を進めます。
 - 自然環境に対して健全かつ適切な整備、管理を行います。
 - 自然環境の受益者である市民・地域が主体となった行動を求めます。
 - 産業基盤となる自然環境を、守り育て、共生する暮らしや事業活動を推進します(ネイチャーポジティブ経済の推進)。
 - 人々の憩い、触れ合い、学習の場として自然環境の活用を進めます。
 - 動物の適正な飼養などの動物愛護に係る啓発や取組支援など生活環境被害の防止と共生意識の醸成を図ります。
 - 野生生物の生息・生育環境の減少及び消滅を防ぐため、市民活動等による未然の防除や保全を進めます。
 - 生物多様性を育む農業、つくり育てる漁業と海業を推進します。
 - 生物多様性への負荷を軽減しつつ、自然の能力に寄り添い活用する構築物※の整備等に配慮します。(「eco-DRR※」:生態系を活用した防災・減災)

- 「森・里・川・海」の恵みを活かす。
 - 人と自然との相互作用により形成される森・里・川・海の保全を進め、共存する社会の維持に取り組みます。
 - 第1次産業と2次・3次産業が連携した新たな事業形態の創出や、担い手、就業者等人材の育成を進めます。
 - 自然環境を基盤とする地域産業では、組織化、集約化、生産性向上、副産物の活用、高付加価値化などを通じた有効活用に努めます。
 - 収穫・漁獲物では、気候変動に伴い変化する生育環境への適応を進めます。

- 「外来種・鳥獣被害」から地域を守る。
 - 鳥獣対策では人や生活と生物の境界線確保、集落間の計画的な防護柵の設置、体制強化、機材整備及び支援等を進めます。
 - 個体数調整、捕獲員の確保対策、捕獲体制の維持強化を進めます。
 - 地域・市民単位での主体的取組を推進し、生物の生息環境の保全と人の生活圏の適切な共存を図るとともに地域本来の生息環境を大切にします。
 - 外来種対策では、侵入前はモニタリング、侵入初期は緊急的防除、定着段階では被害拡大の防止を周知し、地域の実情に応じた防除に努めます。
 - 広報などを通して市民・地域と連携した対策を進めます。

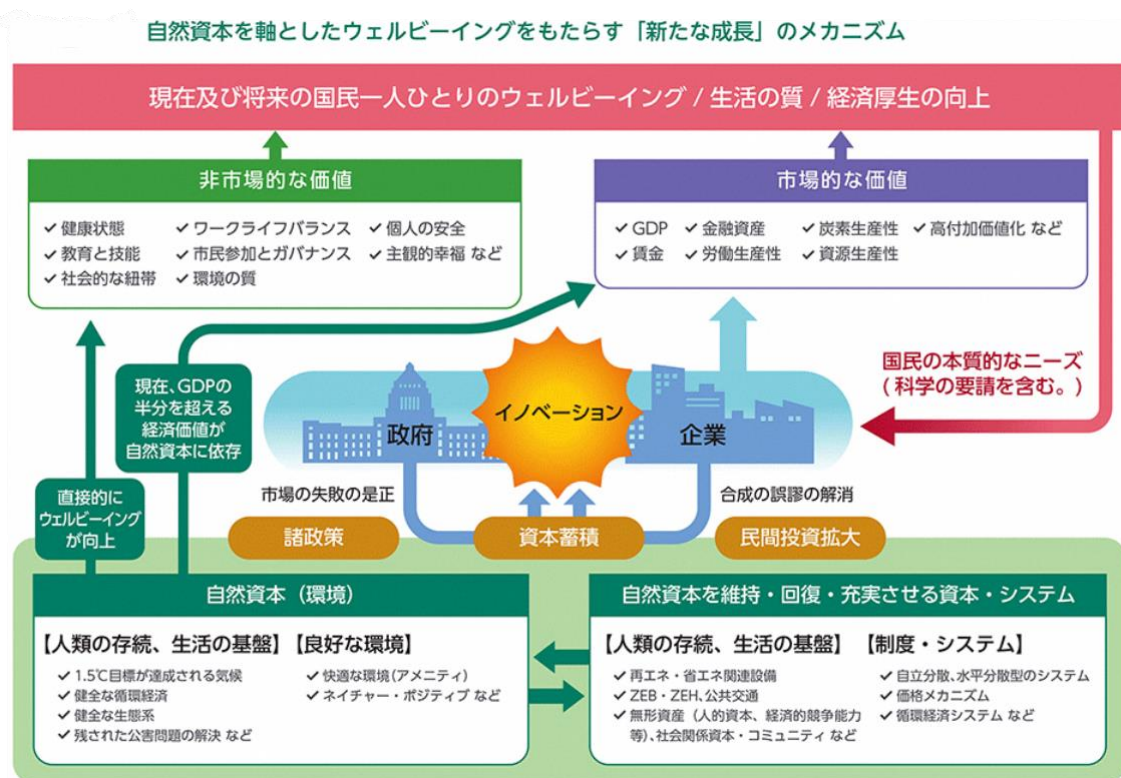
【コラム】ウェルビーイングをもたらす新たな成長の鍵となる自然資本

ウェルビーイング(高い生活の質)をもたらす新たな成長の鍵となるのが、「自然資本の維持・回復・充実」と考えられています。

自然資本とは、森林、土壌、水、大気、生物資源等、自然によって形成される資本です。

環境負荷の総量を抑えて自然資本がこれ以上損なわれることを防ぎ、気候変動、生物多様性及び汚染の危機を回避するとともに、良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって、ウェルビーイング／高い生活の質に結び付けていくことが、2024 年 5 月に、閣議決定された第六次環境基本計画で目指すべき最上位の目的として示されています。

この計画は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの危機への強い「危機感」に基づいています。



出所:環境省「令和 6 年版環境白書」

また、2023 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」も、2030 年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として位置づけられており、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革が強調されています。

【コラム】森里川海 地域連携絵本づくり事業

環境省では、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトの一環として、川の流域単位で、自然の恵みと地域の暮らしを考える『森里川海ふるさと絵本』の制作に取り組んでいます。

絵本づくりは、地域の皆さんの五感体験をもとに、自然と人とのかわりや地域の伝統・文化、風習について話し合い、将来に残していくものです。

さらに、完成した絵本を子ども達に読み聞かせることで、地域の将来を語り合うきっかけにもなります。

秩父市と荒川区での実践を元に、「森里川海ふるさと絵本」の制作手順をわかりやすくまとめた「世代間交流プロジェクト『森里川海ふるさと絵本』制作マニュアル」も作成されており、各地域へ展開されています。



プロジェクトの流れ

準備	①体制づくり ・事前説明・勉強会 ・制作委員会の立ち上げ	目的及び問題意識の共有／「心象図法」の理解を深める／動けるチーム作り／絵本の編集者選定／絵や文章の書き手検討／地域の活動として告知
	②キックオフイベント	
	③五感体験アンケート実施	
調査	・ふるさと昔話を語る懇話会	情報収集活動／五感体験アンケートを分類して、地域の暮らしをイメージする／五感体験マップをもとに、街歩き調査会で現地を確認する／資料文献を収集し、地域の歴史を調査する
	④五感体験アンケート結果の項目分けとカードづくり	
	⑤聞き書き会	
制作	⑥五感体験アンケートマップづくり	絵本の情報を整理／コマ絵描き／下書き／原画等必要箇所追加発注／「未来の地域の姿」の表現方法確認
	⑦街歩き調査会実施	
	⑧史料・文献・写真などの資料収集	
活用	⑨絵本の制作 ・構図構成の検討 ・原画の制作 ・文章の制作 ・小学生の絵画募集（※未来の地域の姿）	地域での活用を検討する
	⑩絵本の編集・印刷	
	⑪活用方法の検討及び支援 ・読み聞かせ技術研修 ・学校への配布	
	⑫完成披露イベント	

出所：つなげよう、支えよう森里川海ウェブサイト(環境省)

5.4 環境リスク

個別方針	抑制と管理
取組目標	人の健康と環境の保護

環境ターゲット

- 水・大気・土壌の環境を保全する。
- 不法投棄・公害を防止する。
- 生活排水処理の適正化に努める。

重点施策

- 生存基盤である水・大気・土壌環境の環境基準の達成及び法の遵守
- 不法投棄や不法焼却、公害防止の監視・指導
- 新たな環境、気候リスク等に関する情報収集・発信
- 生活排水処理に係る合理化、水洗化の推進

市民行動

- 事業及び活動、生活における環境影響を意識しましょう。
- 新たな環境リスク等の情報に関心を持ちましょう。

推進計画

- 水・大気・土壌の環境を保全する。
 - 土壌汚染の防止や農薬の安全性評価、土壌・地盤環境の保全に取り組みます。
 - モニタリング・法令遵守に取り組みます。
 - 新たな環境リスク等に関する情報収集・発信を行います。
- 「不法投棄・公害」を防止する。
 - 環境への影響に配慮し、不法投棄や不法焼却、公害の防止に関する監視を進めます。
 - 京都府との不法投棄等特別対策丹後広域機動班※における連携等を通じて、監視パトロール、情報共有、不法投棄防止ネットや立て看板の設置、街頭啓発など、継続的な対策を進めます。
 - 災害廃棄物や海岸漂着物の処理問題※が顕在化しており、持続可能な対応と対策の取組を進めます。

- ☐ 市民協働による海岸漂着物や散乱ごみの発生抑制、回収、処理など対策を実施します。
- ☐ 空き家の適正管理の推進など生活環境の保全やまちなみの美化を図ります。
- 「生活排水処理」の適正化に努める。
- ☐ 公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保に向けて取り組みます。
- ☐ 下水道への接続を促進し、水洗化の推進と効率的で適切な汚水処理を進めます。
- ☐ 接続助成や下水道事業普及推進員による水洗化推進に取り組み、生活雑排水を公共用水域に流さないよう協力を呼び掛けます。
- ☐ 水洗化の進行や施設の老朽化の状態に応じ、し尿処理施設の運営等の合理化を進めるとともに、施設の統廃合も含めた効率的な更新に向け調整を図ります。
- ☐ 下水道整備の早期完了を目指します。

5.5 社会環境

個別方針	選択と転換
取組目標	持続可能な選択、モノから質への価値観の転換

環境ターゲット

- 自然・ひと・活動の好循環を進める。
- 公共施策へ環境ターゲットの統合を図る。
- 環境共生の文化と価値観を日常生活で育む。
- 「人づくり」に環境を取り入れる。

重点施策

- 自然・ひと・活動が循環する自然資源の社会的活用を促進
- 社会インフラ※の維持管理における適応(持続)観点と対策
- 地域自治における多機能化と自立促進
- 情報発信、行動変容・ライフスタイルの転換を後押しする啓発と社会活動の実践
- 人づくりの場面に環境接点と環境変化の実態を反映
- 「自然環境のある日常」発見・創造機会の創出

市民行動

- 人間活動の基盤は「自然資本」にあることに関心を持ちましょう。
- 日常の選択の中で、次世代のことを考えた選択を意識しましょう。
- 一人ひとりの主体的な行動が、地域の自然浄化作用を育みます。

推進計画

- 「自然・ひと・活動」の好循環を進める。
 - 観光産業資源として観光メニューへの展開、農林水産業資源として振興メニューへの展開など多様な組み合わせの展開を奨励します。
 - 自然豊かな地域特性を活かした新たな付加価値化や商品開発を進めます。
 - 教育旅行、体験、滞在の視点から、交流人口※の増加を進めます。
 - 豊富で質の高い食の魅力に磨きをかけ、戦略的に観光へ活用します。
 - 「持続的で環境にやさしい観光地・京丹後」という考え方を市民や地域に広めるとともに、本市のビーチを、訪れる側、受け入れる側が一緒になって保全する取組を展開します。
 - 山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。

- 「公共施策」へ環境ターゲットの統合を図る。
 - 公共事業、公共交通における脱炭素化を推進します。
 - 条例指定、規制指導、自然歴史的環境・景観の地域指定や登録に基づく保全を推進します。
 - 家庭、学校、地域、行政などが連携した食育を推進します。
 - 農地、森林、海岸などの自然環境と都市機能とが調和した土地利用、道路・河川施策の調整を行います。
 - 地域材を利用した公共施設・公営住宅の整備、機能向上、里山林の整備を推進します。
 - うるおいある住環境や憩いの場などを整備します。
 - 市道、橋梁等の老朽化を点検し計画的な修繕実施による安全確保と長寿命化を行います。

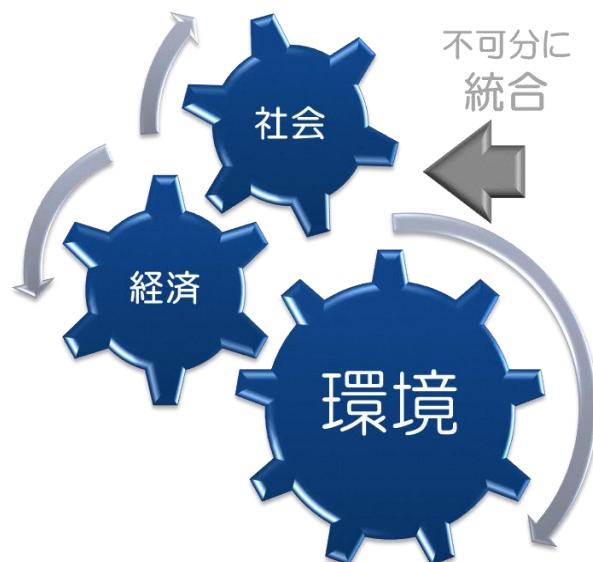
- 「環境共生の文化と価値観」を日常生活で育む。
 - 地産地消・地産来消※を推進し地域内消費の拡大を図ります。
 - 産業基盤、地域雇用の維持に努めます。
 - 持続可能な小規模自治の推進、自主的かつ主体的に行う自治活動を支援します。
 - 地域・社会活動や NPO 法人活動等のコミュニティ活動支援を進めます。

- 「人づくり」に環境を取り入れる。
 - 学校教育・社会教育において、持続可能な社会の作り手の創出を目指し、自分で考える力・豊かな人間性を育む教育環境を形成します。
 - 自然環境と触れ合う機会、地域の資源や文化、人材を活用した学びの機会など、実践・実感、体験・体感、伝承・学習など各種機会の創出を進めます。
 - 若者世代の対話や協働、ネットワークや学びの機会の創出等を通じ、社会変革※への参画促進を行います。
 - 自主的かつ継続的な社会教育活動を進める関係団体を育成、支援します。
 - 出前講座の積極的展開など、講師派遣等を通じた支援を進めます。

6. 実現性の確保に向けて

計画の実効性の確保に向けては、環境問題を環境問題のみで捉えられなくなっている状況を踏まえ、京丹後市総合計画等に位置付けられる既存施策に環境の側面を取り入れ統合的に取り組むものとして、環境側面の補完を進める中でこの計画における実効性を確保するものとします。

人々の全ての活動の側面には環境があることを再確認し、環境・社会・経済、自然・ひと・活動の一体的解決を横断的な認識とするとともに、既存施策には各種の見直しや立案の機会を通して環境側面を調和させ、既存行政施策の進捗そのものが環境政策として機能するよう多面的かつ複合的に取組を進めるものとします。



「環境側面」の分類整理

環境資源の利用	現状の保全、共生	変化への適応
人の活動は全て地球環境によって成り立っていることを再認識し、負荷を軽減し、環境資源の持続的な利用も進めます。	環境・社会・経済、持続性の統合的な課題解決に取り組み、より持続可能性の高い地域の基盤づくりを進めます。	環境変化と変化による直接的な影響を確認し、変化を受け入れる体制づくりと長期的リスクに備えます。
【例えば】 ・地産地消 ・フィールド体験、スポーツ ・エコツーリズム※ ・公園の指定、活用 ・負荷低減型農林水産業 ・自然の公益的機能活用 ・水質浄化、森林整備 ・市民協調行動※の活発化	【例えば】 ・各種高付加価値化 ・産業間連携(6次等) ・新規創業、起業・伴走支援 ・定住、移住、空家等対策 ・廃棄物、衛生処理体制 ・海岸漂着物対策 ・子育て支援 ・担い手育成、人づくり ・社会活動の奨励	【例えば】 ・農林水産業の基盤 ・第2、第3次産業の基盤 ・土、品種、生産の改良 ・植生保護・保全 ・鳥獣被害対策 ・河川、森林、海岸等の維持 ・工法、社会インフラの適応 ・地域防災、多機能体制 ・防災体制、災害廃棄物 ・福祉、医療体制

6.1 計画推進上、5つの実行ポイント

- (A)「視点」・・・行政運営・公共施策上における徹底
（「環境側面」の調和、環境マネジメント※、環境負荷の低減、持続性の統合）
- (B)「機会」・・・機会の創出、概念の醸成
（場とプログラム開発、体験活動、レクリエーション連携、保全活動）
- (C)「指定」・・・地域指定と共生実践
（自然公園、環境共生推進地域、環境保全地域、保護区域、土地利用）
- (D)「人材」・・・担い手育成
（学校教育・社会教育での環境プログラム、出前講座、認定、表彰）
- (E)「管理」・・・環境管理
（環境基準の見える化、定期監視・定点観測、情報集約・提供）

6.2 環境側面の統合強化

分野別施策の立案及び実行にあたっては、5つの実行ポイントいずれかを手段として用い、環境ターゲットに基づく施策反映に努めるものとします。

実行ポイント 各行政分野	(A)視点	(B)機会	(C)指定	(D)人材	(E)管理
生活・環境・衛生	環境共生		廃棄物・生活衛生	環境的課題全般	
企画・広報	総合的企画と方向性		地域自治多機能化	周知・啓発	
総務・財産	防災・減災		公有財産管理	エネルギー管理	
農・林・水産	農業・林業・漁業		農地・森林・漁港	生育環境・公益的機能	
商工・観光	内外交流の拡大		資源の社会的活用	事業所調整	
建設・土木	土地利用・建築物		公共工事	社会インフラ	
水道・下水道	生活排水処理		水資源管理	残さ再資源化	
学校・教育	環境教育・学習機会		保育・子育て	社会の作り手育成	

6.3 主な目標・指標等について

総合計画及び個別計画の行動目標について、環境に密接に関係する項目を抽出し、環境の側面から進捗状況を共有します。

個別方針	項目	計画種別	2028 年度等 目標値
Ⅰ	市域の温室効果ガス排出量(2013 年度比)	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	50%削減
	再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)	総合計画	15.0%
	網野・浅茂川地区 203.6ha の浸水対策達成率	総合計画	95.2%
	自主防災組織を構成する行政区数	総合計画	225 区
Ⅱ	一般廃棄物総排出量(年) ※し尿・浄化槽汚泥を除く	総合計画	19,757t
	1 人 1 日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ)	総合計画	742g
	ごみの再資源化率	総合計画	27.6%
Ⅲ	環境保全推進のための指定区域数	総合計画	2 か所
	第 1 次産業における就労者、担い手(新規就農者(新規就農支援受給者)、認定農家・農業法人、林業労働者、海業新規就業者数)	総合計画	490 人(経営体)
	特別栽培米栽培面積	総合計画	670ha
	有害鳥獣による農作物被害額	総合計画	17,200 千円
Ⅳ	(下水道事業)普及率	総合計画	89.7%
	(下水道事業)接続率	総合計画	77.6%
Ⅴ	地域まちづくり計画の策定件数(策定地区数)	総合計画	50 件(160 地区)
	公共交通空白地人口	地域公共交通計画	0 人
	観光入込客数(年)	総合計画	250 万人
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う割合	総合計画	小中 前年度以上
	京丹後市夢まち創り大学への参画大学数	総合計画	18 大学

※指標項目は各計画の改定・更新等により見直すものとし、目標値は別途管理とします

6.4 取組評価

(1) 指標とする評価項目の設定

指定・規制的手法に限らず、経済的評価、主体性評価、波及・浸透性評価等を用い、基本方針5分野における環境ターゲット毎に適切に実施します。また、行政統括上の評価は、基本方針5分野における重点施策及び既存施策を中心として、環境側面の統合強化の状況を含め環境・社会・経済の3つの側面から履行状況を評価します。

(2) 取組状況の点検・見直し

本計画の着実な実行を確保するため、必要に応じて随時、取組状況の点検・見直しを行います。その際、関係する全ての主体の能動性を重視することから、本計画に基づく取組の年次点検・見直し等については、関係主体の調整・連携機関を設置しつつ関係主体それぞれが主体的に行うものとします。

また、美しいふるさとづくり審議会による審議を踏まえ、本計画に基づく施策の進捗状況について点検・見直しを補完的に行うものとします。

(3) 最終年における評価

本計画は2030年までの6年間を実施期間とする計画であり、各主体はその6年を通じた取組について、2030年に総括的な評価を行うものとします。

環境、社会、経済のほか、地域生活、国際的潮流や動向などの情勢の変化に応じて内容の変更・見直しを行うこととし、最終年における評価は、この見直しと最終年における情勢も踏まえながら、2030年以降の次期計画の効果的な推進につなげていきます。

6.5 主体性確保と主体構成

環境対策の推進にあたっては、全ての個人・団体に行動が求められるものであって、個々の主体性及び各主体間でパートナーシップを形成し連携を図ることが取組の実効性を確保する上で重要です。

人と環境の関わり方を見直し、市民による地域の自然や環境を保護・保全、活用するための多様な取組を促進するため、市は関係主体が情報を共有し、連携し協力し合うプラットフォーム機能を調整するとともに、市民ニーズに応じた情報提供を通して「人」が適切に関わる計画を実現します。

(1) 主体

生活、事業・活動を通して、責任の基本となる主体設定を想定します。

- ☐ 行政、学校、企業、住民、自治会、事業者、民間団体、NPO 等
- ☐ 消費者、汚染者、排出者、生産者、提供者、観光客、移住者等

(2) 連携

政策上の関わりを通して、行政施策間の連携と統合、協働を進めます。

- ☐ 美しいふるさとづくり審議会のほか、廃棄物減量等推進審議会、上下水道事業審議会、文化財保護審議会、まちづくり委員会、みどりの農産物認定委員会、観光立市推進会議、登録済環境リーダー等推進委員、地域コミュニティ等の母体を中心とした地域の推進体制等との連携

(3) パートナースhip

計画の実効性と的確性・持続可能性確保のため、外部機関・有識者等とのパートナーシップを積極的に進めます。

- ☐ 国、府、市、国際機関、専門機関、企業、
- ☐ NGO・NPO・公益法人・京都府北部地域連携都市圏振興社、
- ☐ メディア、学校、大学、有識者、個人等

参考:用語集

用語	解説	掲載頁
愛知目標	「愛知目標」は慣例的に「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」全体を指すものとして使われます。 2010(平成 22)年 10 月に開催された COP10 で、新たな世界目標である愛知目標が採択されました。愛知目標は、2050 年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020 年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、短期目標を達成するため、5 つの戦略目標と、その下に位置づけられる 2015 年又は 2020 年までの 20 の個別目標が定められていました。	10
1.5℃目標	2015 年に策定されたパリ協定には「気温上昇を 2℃を十分に下回る程度に抑え、1.5℃に近づくように努める」と記載されました。21 世紀末の世界平均気温を、産業革命の前と比べて、1.5℃程度の気温上昇に抑える目標のことです。	10
一般廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に規定され、産業廃棄物以外の廃棄物を指します。主に家庭から出るごみや粗大ごみ以外に、糞尿も含まれます。また事業所など家庭以外から出る廃棄物も、産業廃棄物として指定されたもの以外は一般廃棄物とされ事業系一般廃棄物と呼ばれます。	26
イノベーション	革新的な技術や発想により新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすことを意味しています。	10
ウェルビーイング	身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味しています。	5
営農型再生可能エネルギー発電設備	一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できると言われています。	20
エコツーリズム	動植物の生息地や生育地等の自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗習慣や伝統的な生活文化に関わるものも資源として捉え、自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として活用を図る取組をいいます。	37
eco-DRR	エコ・ディ・アール・アール(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発を避けながら、防風、洪水遊水、崩壊抑制など生態系が有する多様な防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減していく方策。災害に強い地域コミュニティの形成、地域の活性化、気候変動による影響への適応など、人工構造物による防災・減災対策とも組み合わせる地域づくりを指します。	30
温室効果ガス	地表から放射された赤外線を吸収し再放出する大気を構成する気体の総称。削減対象としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類(フロン類)、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 物質が対象とされています。	3
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しています。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。	19
カーボンプライシング	カーボンプライシングとは、企業などの排出する CO ₂ に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるための政策手法です。主には、企業な	17

用語	解説	掲載頁
	どが燃料や電気を使用して排出した CO ₂ に対して課税する「炭素税」、企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間で CO ₂ の排出量を取引する「排出量取引制度」、CO ₂ の削減を「価値」とみなして証書化し、売買取引をおこなう「クレジット取引」などが挙げられます。他にも、「石油石炭税」などエネルギーにかけられる諸税、法律による規制などもカーボンプライシングに含まれます。	
海岸漂着物の処理問題	京丹後市は約 90km に及ぶ海岸線を有しています。市内には多くの海水浴場はもとより 26 箇所にのぼる京都府海岸漂着物対策推進地域計画の重点地域海岸を有する上、北西の季節風及び対馬海流の影響を直接的に受ける地形にあり、常態的に発生する海岸漂着物への対応が欠かせない立地条件にあります。また、一たび豪雨災害が発生することで、海域を通して河川ごみの漂着が見られ、最終処分場へかかる負担、回収や外部施設への搬出など課題を有しています。	33
カップリング	2 つのものを組み合わせる、結合させること、また、その用途に使われるもののことを示します。例えば、複数の分野の事業を組み合わせることで、個々の事業だけでは得られない脱炭素化、防災性向上、地域経済貢献、また、事業収支改善などの効果を得る取組のことを意味します。	16
環境共生推進地域	京丹後市美しいふるさとづくり条例に基づいた環境共生自主計画の承認を受け、自然と社会との共生を推進する地域のことです。	29
環境負荷	人の活動が地球システムに与える各種の干渉。日常生活、産業活動など人の活動に伴う廃棄物、公害、土地開発、紛争、人口増加などを要因として、人を起源とし環境に対してマイナスの影響を与えた状態のことをいいます。	1
環境マネジメント	幅広い組織や事業者、人々が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていく方策や手段を表します。地球の環境問題に対応し持続可能な発展をしていくためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといいます。	38
緩和	程度を和らげることをいいます。環境分野では地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する、または植林などによって吸収量を増加させるなど、排出削減と吸収を行うことを「緩和」といい、省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、CO ₂ の回収・貯留の普及、植物による CO ₂ の吸収源対策などが緩和策として挙げられます。	2
気候変動	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書によれば、気候変動の悪影響は既に広範囲に渡るとされています。短期的には、生態系及び人間に対して複数のリスクをもたらす、地球温暖化を 1.5℃付近に抑えたとしても、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるが、それら全てを無くすることはできないものとされています。気候変動リスクを低減させる実現可能な適応の選択肢は存在するが限界もあり、すでに失敗している例もあり、政策、制度、知識、財政など、包括的な取組が必要であるとされています。また、気候にレジリエントな開発が求められているが、次の 10 年間にわたる社会の選択及び実施される行動が鍵となるが、温室効果ガス排出量の急速な削減がなければその実現可能性は限定的となるとされています。	2
強靱性	刻々と変化を続ける自然界や人間界に形をとって現れる事実に対して、社会的な仕組みをもって適応し、持続する、粘り強い状態を表します。	1
京丹後市美しいふるさ	2017 年に全部改正を行った本計画の策定を規定する京丹後市の条例。「美しいふるさとと自然環境を守り次代に継承するまちづくり」のため、環	1

用語	解説	掲載頁
とづくり条例	境の有限性を深く認識し、自然環境にやさしい持続的な生活環境の確保に努めるものとし、市民の主体的かつ能動的な保全活動・環境資源活用を促進することとしています。	
京丹後市総合計画	京丹後市まちづくり基本条例に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画として位置付けられる計画です。	1
京丹後市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。「区域施策編」は、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出削減等を行うための施策に関する事項等について定めるものです。	19
京丹後市まちづくり基本条例	まちづくりの基本理念を掲げ 2007 年に制定した条例です。「貴重な地域資源を活かしながら、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくり」のため、一人ひとりが市政に関心を持ち、自らが考え、それぞれの果たすべき役割を分担し相互に補完しながら協働し、責任をもってまちづくりを進めていくことを規定しています。	1
クーリングシェルター	気候変動適応法(令和 6 年 4 月改正)に基づき、市町村が指定した指定暑熱避難施設で、誰もが利用できる暑さをしのげる施設です。クーリングシェルターは、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表されたときに、あらかじめ公表している開放可能日等において開放することとなっています。	20
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める概念です。また、防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組として注目されています。	19
激甚化	自然及び気象災害に関して、極端に激しく、切迫感を感じる状態や被害額・範囲の増大を表しています。	2
行動変容	人の意識が変わって行動や習慣が変わることを指す言葉です。脱炭素社会の実現に向けて、市民の行動変容が重要になっています。	3
交流人口	地域を訪れる、交流する人の数をいいます。地域に住んでいる人「定住人口」に対する呼称として使用しています。	36
国際自然保護連合(IUCN)	1948 年に創設された、国際的な自然保護団体です。自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体として、全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施しています。	5
昆明・モントリオール生物多様性枠組	生物多様性に関する世界目標のひとつです。「自然と共生する世界」という 2050 年ビジョンを掲げ、その具体的姿を 4 つの 2050 年グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030 年ミッションとして掲げ実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を、3 つのグループから成る 23 のグローバルターゲットが定められています。	10
30by30(サーティ・バイ・サーティ)	2021 年6月の G7 サミットにて約束された、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。	10

用語	解説	掲載頁
再生可能エネルギー	有限で枯渇の可能性のある石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し得られる資源から取り出すエネルギーの総称です。京都府地球温暖化対策条例では、太陽光、風力、水力、太陽熱、バイオマスなどが定義されています。	10
自然公園	自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する自然公園などが整備されています。令和 6 年 6 月現在、日本国内に 403 箇所(国立公園 35、国定公園 57、都道府県立公園 311)、国土面積の約 15.2%が自然公園として指定もしくは設置されています。	29
自然資本	自然環境を生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方です。森林、土壌、水、大気、生物多様性、生物資源など自然によって形成される資本全体を指しています。自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができます。	5
自然の能力に寄り添い活用する構造物	「eco-DRR」と同様に、生態系を活用した防災・減災の考え方に基づき、自然生態系の公益的機能に寄り添い、またそれらの能力を活用した施設整備や土木工事などを表します。	30
持続可能性	人、資源・エネルギー、水、食料、自然・経済・社会の仕組みなど全てを捉え、今ある環境が存続する可能性を表します。地球環境の変化が回復不可能な状態へと進行しつつあるとされる中、人々が安心して安全に活動し続けられる姿を示す標語となっています。	1
持続可能な開発目標(SDGs)	2015 年、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載をされた 2016 年から 2030 年までの国際社会の共通目標です。「持続可能な開発」の観点から目標が設定され、先進国を含む全ての国、地域がアジェンダ実施のための行動を起こしていく必要があります。	15
市民協調行動	ソーシャルキャピタルのことをいうもので、社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念として使用しています。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性が高められるという考え方のもとに、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を鑑みて挙げています。	37
社会インフラ	上下水道、学校、病院など公共基盤、道路や鉄道など交通基盤、ガス、送電網・通信網といった産業基盤のほか、住宅や公園、地域福祉など生活基盤を包括的に捉えるもので、公共性が高く地域の暮らしや産業を支える基盤を総合して社会インフラといっています。	35
社会変革	社会体制を計画的、意図的に変えることを意味しています。社会変革は、新たな技術の開発によるものに加え、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す経済社会システムのイノベーションによって起こることもあり、全ての主体による気候変動に対する意識の変化から始まり、それぞれの主体が率先して行動を起こすことにより、脱炭素社会づくりに向けた社会変革が起こることが期待されています。	36
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会、としています。	12
食品ロス	我が国の食料自給率はカロリーベースで約 4 割、生産ベースで約 7 割です。その一方で 2022 年度には本来食べられるはずの食品が 472 万 t 廃棄されており、この半分は一般家庭からの排出です。消費者、関連事業者ともに意識の改革と食品ロスの削減が強く言われるようになっていきます。	25

用語	解説	掲載頁
人口減少社会	人口減少とは、出生数よりも死亡数の方が多い状態のことで、人口減少社会とは、継続して人口が減少していく状態のことをいいます。現在、日本の人口は減少を続けていますが、今後の減少率は都市部より地方の方が高いとされると同時に、急激な高齢化率の上昇も予測され、各地域において働ける人の減少が産業や福祉、教育、財政など、様々な分野への社会的影響を含めて懸念されています。	2
生物多様性	全ての生物の間にみられる変異性を総合的に指す用語で、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられます。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味しています。	3
脱炭素(化)(社会)	今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成することを指しています。	3
地球温暖化	温室効果ガスは、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することで地球の平均気温を保つ役割を果たしていますが、人為的な排出量の増加と同様の活動の継続によって地球の平均気温が今より上昇すると予測されています。平均気温の上昇により地球の仕組みに多くの変化が起こるとされ、社会へ多くの影響が及ぶ前に対策を講じなければなりません。	2
地産来消	地域で産出された食材を、その地域へ来訪した人がレストランや宿泊施設等で消費することを意味しています。地場産品を地元住民が消費するのが「地産地消」であり、他地域から訪れた人が消費するのが「地産来消」です。	36
適応	適合した状態をいいます。環境分野では地球温暖化対策として「適応」が使われ、既に起こりつつある気候変動等の影響に対して、防止・軽減のための備えと、新しい条件の受入れ、利用を進めることとして使用されています。	2
適応策	影響の軽減、リスクの回避と分散、機会の利用をふまえた地球温暖化対策のことで、水や農作物、人体への影響、社会インフラ整備などに対して早期警告を与え、備えとする対策と位置付けられます。自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動など温暖化の悪影響を軽減する「適応策」に対して、大気中の温室効果ガス濃度の制御等を通じ、自然・人間システム全般への影響を制御する対策を「緩和策」といいます。効果対象として、緩和策が広域的で分野横断的であることに対して、適応策は直接的に特定のものの温暖化影響を制御するという特徴をもち、地域個別的な取組を進めることができます。	20
ネイチャーポジティブ	日本語訳では自然再興です。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを示しています。	10
バックキャストिंग	あらかじめ理想とする将来像を想定し、そこから現在を振り返る(バックキャストする)ことにより、その理想とする将来像の実現に向けてなすべきことを明確にし、これからの道筋を定める方法論です。	19
フィジカルインターネット	フィジカルインターネットは、インターネット通信において、占有回線ではなく共通の回線を用いてパケット単位で不特定多数での通信を効率的に実現する考え方を物流(フィジカル)にも適用しようという考え方です。物資や倉庫、車両の空き情報等を見える化し、貨物を複数の企業が所有する施設や設備(倉庫、トラック等)をシェアして効率よく輸送を行おうとするシステムのことです。	17
4R(リフューズ・リデュース・リユース・リユース)	リフューズ(Refuse: 不要な物を買わない・断ること)・リデュース(Reduce: ごみの発生量や資源の使用量を減らすことや購入した製品を直して使うこと)・リユース(Reuse: 一度使った物を廃棄せず、そのままの	20

用語	解説	掲載頁
ス・リサイクル	形で再利用すること）・リサイクル(Recycle:一度使った物を廃棄せず、再び再資源化して利用すること)の4つの総称です。	
不法投棄等 特別対策丹 後広域機動 班	廃棄物の不法投棄や不法焼却の未然防止を図るとともに、監視指導を強化し、早期発見・早期対応を進めるため、京都府が各広域振興局に設置した連携組織をいいます。	33
ブルーカー ボン	沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼びます。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場(海草・海藻)や干潟等の塩性湿地、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。	19
マイクロプ ラスチック	環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のことをいいます。環境分野では、主に海洋を漂流するうちに細かく砕けたプラスチックのごみを指し、有害物質が付着しやすく、魚などが体内に取り込むことにより食物連鎖等を通して生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、マイクロプラスチックによる海洋汚染が問題視されています。	5

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第47号
第3期京丹後市環境基本計画の策定について

政策等
の区分

計画・事業・条例
その他（ ）

《政策等の概要》 本市の美しいふるさとの自然環境を次代に継承するまちづくりを推進するため、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画を定めるものである。	《市民参加の状況》 (有)・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) ・パブリックコメント実施(R6.11.12～R6.12.11)【結果：2件】 ・京丹後市美しいふるさとづくり審議会への市民・関連団体の参加														
	《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)														
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
《政策等の必要性》 第2期京丹後市環境基本計画（平成30年3月策定）の計画期間が令和6年度末をもって終了することから、京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成29年条例第15号）第8条の規定に基づき、この間の本市を取り巻く背景や動向の変化等を踏まえ、第3期京丹後市環境基本計画を策定するものである。	《将来にわたる効果及び経費の状況》 将来世代により良い環境を引き継ぐ施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に資する。														
《提案に至るまでの経緯》 R6.5.30 第1回京丹後市美しいふるさとづくり審議会（諮問） R6.7.26 第2回京丹後市美しいふるさとづくり審議会 R6.8.28 第3回京丹後市美しいふるさとづくり審議会 R6.9.26 京丹後市美しいふるさとづくり審議会（答申） R6.11.12～R6.12.11 パブリックコメント実施	《総合計画等の整合》 <table><tr><td>まちづくり 27の施策</td><td>23</td><td>次世代への美しい自然環境の継承</td></tr></table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table><tr><td>計画名称</td><td></td></tr><tr><td>策定年度</td><td></td></tr><tr><td>計画期間</td><td></td></tr></table>						まちづくり 27の施策	23	次世代への美しい自然環境の継承	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくり 27の施策	23	次世代への美しい自然環境の継承													
計画名称															
策定年度															
計画期間															
《政策等の実施時期》 【計画期間】 2025年度～2030年度 6年間	担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）										
	市民環境部		生活環境課		有 無										